半 期 報 告 書

(第6期中) 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日

あいおい損害保険株式会社

目 次

	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 業績等の概要	4
2. 保険引受の状況	6
3. 対処すべき課題	11
4. 経営上の重要な契約等	13
5. 研究開発活動	13
第3 設備の状況	14
1. 主要な設備の状況	14
2. 設備の新設、除却等の計画	14
第4 提出会社の状況	15
1. 株式等の状況	15
(1) 株式の総数等	15
(2) 新株予約権等の状況	16
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	17
(4) 大株主の状況	18
(5) 議決権の状況	19
2. 株価の推移	19
3. 役員の状況	19
第5 経理の状況	20
1. 中間連結財務諸表等	21
(1) 中間連結財務諸表	21
(2) その他	50
2. 中間財務諸表等	51
(1) 中間財務諸表	51
(2) その他	69
第 6 提出会社の参考情報	70
第二部 提出会社の保証会社等の情報	71

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 平成18年12月25日

【中間会計期間】 第6期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 あいおい損害保険株式会社

【英訳名】 Aioi Insurance Company, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 児玉 正之

 【本店の所在の場所】
 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号

 【電話番号】
 東京 5424-0101 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 野村 昌孝

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号

 【電話番号】
 東京 5424-0101 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 野村 昌孝

【縦覧に供する場所】 当社近畿本部

(大阪市中央区平野町三丁目6番1号)

当社埼玉本部

(さいたま市中央区上落合一丁目12番16号)

当社神奈川本部

(横浜市中区尾上町五丁目77番地)

当社千葉本部

(千葉市中央区登戸一丁目21番8号)

当社中部本部

(名古屋市中区千代田五丁目7番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目3番17号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

連結会計期間		自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
経常収益	(百万円)	528, 899	536, 579	541, 620	1, 056, 406	1, 077, 374
正味収入保険料	(百万円)	422, 079	425, 693	435, 713	838, 740	847, 008
経常利益	(百万円)	6, 680	8, 352	12, 110	22, 081	24, 995
中間(当期)純利益	(百万円)	4, 661	9, 647	8, 215	19, 701	20, 791
純資産額	(百万円)	402, 607	517, 367	587, 819	445, 147	624, 103
総資産額	(百万円)	2, 771, 138	2, 910, 325	3, 005, 423	2, 797, 920	3, 008, 838
1株当たり純資産額	(円)	550. 98	705. 48	800. 33	609. 31	849. 84
1株当たり中間(当期) 純利益	(円)	6. 37	13. 18	11.18	26. 96	28. 37
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益	(円)	6. 36	13. 16	11.18	26. 90	28. 33
自己資本比率	(%)	14. 53	17. 78	19. 56	15. 91	20.74
営業活動によるキャッ シュ・フロー	(百万円)	41, 890	70, 129	60, 264	34, 292	94, 623
投資活動によるキャッ シュ・フロー	(百万円)	△65, 131	7, 558	△32, 260	△79, 275	△226, 552
財務活動によるキャッ シュ・フロー	(百万円)	△5, 915	△5, 012	△7, 382	△5, 981	△4, 737
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	209, 704	261, 302	73, 341	188, 553	52, 521
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	(人) (人)	9, 216 (2, 730)	9, 261 (2, 731)	9, 402 (2, 567)	9, 085 [2, 765]	9, 273 (2, 756)

⁽注) 純資産額の算定にあたり、平成18年9月期中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間		自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
正味収入保険料	(百万円)	416, 351	418, 868	426, 946	827, 807	834, 284
(対前期増減率)	(%)	(△0.69)	(0.60)	(1.93)	(△1.05)	(0.78)
経常利益	(百万円)	7, 225	8, 927	12, 901	22, 394	24, 904
(対前期増減率)	(%)	(△68.70)	(23. 54)	(44. 52)	(△50. 59)	(11. 21)
中間(当期)純利益	(百万円)	5, 128	9, 249	9, 068	16, 132	19, 750
(対前期増減率)	(%)	(△43.35)	(80. 33)	(△1.95)	(△40. 95)	(22. 42)
正味損害率	(%)	59.62	58. 34	59. 17	64. 58	62. 71
正味事業費率	(%)	32. 25	32.67	32. 45	33. 15	33. 07
利息及び配当金収入	(百万円)	21, 579	21, 706	24, 373	38, 742	42, 167
(対前期増減率)	(%)	(12.74)	(0.59)	(12. 29)	(8. 97)	(8. 84)
資本金	(百万円)	100, 005	100, 005	100, 005	100, 005	100, 005
(発行済株式総数)	(千株)	(756, 201)	(756, 201)	(756, 201)	(756, 201)	(756, 201)
純資産額	(百万円)	414, 157	524, 152	595, 086	452, 040	630, 663
総資産額	(百万円)	2, 564, 401	2, 663, 871	2, 734, 123	2, 569, 113	2, 761, 116
1株当たり純資産額	(円)	566. 79	714. 73	810.30	618. 75	858. 77
1株当たり中間(当期) 純利益	(円)	7. 01	12.64	12. 34	22. 07	26. 95
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益	(円)	7. 00	12.61	12.34	22. 03	26. 91
1株当たり配当額	(円)	_	_	_	8.00	10.00
自己資本比率	(%)	16. 15	19.68	21.77	17.60	22.84
従業員数	(人)	8, 728	8, 704	8, 828	8, 578	8, 684
〔外、平均臨時従業員 数〕	(人)	[2, 710]	[2, 714]	[2, 550]	[2, 747]	[2, 737]

- (注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 - 2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
 - 3. 純資産額の算定にあたり、第6期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当企業集団が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成18年9月30日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
損害保険事業	8, 953 [2, 557]
生命保険事業	449 [10]
合計	9, 402 [2, 567]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 - (2) 提出会社の状況

(平成18年9月30日現在)

	従業員数(人)
内務職員	8, 206 [2, 550]
営業職員	622 [-]
合計	8,828 [2,550]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員数は〔〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 - (3) 労働組合の状況

労使間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、国内外の需要拡大を背景とした生産増加に伴い設備投資は引き続き増加傾向にあり、また企業収益も高水準を維持し、さらに賃金や雇用の増加等もあって個人消費も増加基調にあるなど、緩やかに拡大を続けています。

当中間連結会計期間の業績につきましては、経常収益は5,416億円と前中間連結会計期間に比べ50億円増加し、経常利益は121億円と前中間連結会計期間に比べ37億円の増加となりました。これに特別利益、特別損失、法人税及び住民税等並びに法人税等調整額などを加減した中間純利益は82億円と前中間連結会計期間に比べ14億円の減少となりました。

事業の種類別セグメント毎の業績は次のとおりであります。

① 損害保険事業

当企業集団の主要事業である損害保険事業におきましては、更なる自由化・規制緩和の進展に伴い、商品開発、料率引き下げ、事業効率化などの競争が激化するとともに、運用環境におきましても、株式市場は日経平均株価が前期末に比して下落するなど軟調な状況であり、また国内金利が引き続き低水準で推移するなど、厳しい事業環境が続いております。

このような情勢下で、自動車保険につきましては、リスク細分型自動車保険「トップラン(個人総合自動車保険)」並びに高級車オーナー向けの各種専用特約をパッケージ化した「レクサスオーナーズ自動車保険プラン」を中心に新規契約の獲得を進め、火災保険につきましても、住宅産業チャネルを通じた長期火災契約等を中心に、顧客基盤の拡大を図ってまいりました。

また、自動車保険顧客に対する多種目複合販売強化に向け、「家庭総合保険(火災保険)」、「事業者総合保険(火災保険)」、「建設業総合保険(賠償責任保険)」、「運送業総合保険(賠償責任保険)」、「健康総合保険(医療保険)」などのプラットホーム商品の販売増加にも努めてまいりました。

お客さまサービスに関しましては、地域に密着した独自の情報サービスネットワークである「IOI倶楽部」を通じて、事故・故障、住まいのトラブル対応等の各種サービスをご提供することに加え、コスト削減・事業承継・福利厚生など、企業が取り組むべき課題に対する問題解決をサポートするサービスをご提供しております。より地域に密着した営業基盤を確立するため、「地域版IOI倶楽部」を、全国で9地域に立ち上げるなど、お客さまにとって役立つ地域情報ネットワークの構築に努めております。

海外におきましては、Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limitedを中心にトヨタ自動車株式会社の金融子会社であるトヨタファイナンシャルサービス株式会社と一体で取り組んでいる「F&I事業」(トヨタユーザー向けの金融と自動車保険等の一体サービス)等の業容拡大に積極的に取り組んでまいりました。

このような施策を中心に事業を展開した結果、当セグメントにおける正味収入保険料は4,357億円と前中間連結会計期間に比べ2.4%の増加となりました。

また、経常利益は121億円と前中間連結会計期間に比べ38億円の増加となりました。

② 生命保険事業

あいおい生命保険株式会社におきましては、一生涯の保障を安全かつ合理的に準備できる低解約返戻金特則付積立利率変動型終身保険「スーパー終身プレミアム」と遺族保障(収入保障)と医療保障の2つのニーズに合理的に対応可能な「新収入保障保険 ジャストワン」を主力商品とし、平成18年6月には市場金利の変化に対応し、無診査・無告知で手続きが簡単な一時払専用の「あいおい一時払終身保険 ドリームワン」を発売するなど、お客さまのニーズに対応したより良い商品のご提供に努めてまいりました。また、お客さまへのサービス体制の拡充として、お客さまから直接お電話にて、住所変更等の各種手続きを受け付ける「変更手続ダイレクトサービス」に加え、ホームページで365日24時間受け付ける「変更手続ウェブサービス」を平成17年6月より開始するなど、お客さまの利便性の向上を図ってまいりました。

海外におきましては、Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limitedの子会社である Aioi Life Insurance of Europe AGを通じて、新たに信用生命保険事業も開始いたしました。

こうした諸施策の結果、個人保険・個人年金保険の新契約高は3,905億円と前中間連結会計期間に比べ19.7%の減少となったものの、保有契約高は4兆4,723億円と前中間連結会計期間末に比べ9.6%の増加となりました。

当セグメントにおける収支状況は、生命保険料が325億円と前中間連結会計期間に比べ54億円の増加、生命保険金等は48億円と前中間連結会計期間に比べ2億円の増加となりました。

また、経常損益は前中間連結会計期間に比べ87百万円減少し、17百万円の損失となりました。

(2) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは損害保険・生命保険両分野における保険料収入が増加したものの、保険金支払額が増加したこと及び特別利益が減少したことなどにより、前中間連結会計期間に比べ98億円減少し、602億円の収入(前中間連結会計期間は701億円の収入)となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により322億円の支出(前中間連結会計期間は75億円の収入)となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により73億円の支出(前中間連結会計期間は50億円の支出)となりました。

これらの結果、当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは合計で208億円の収入(前中間連結会計期間は727億円の収入)となり、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、733億円となりました。

2【保険引受の状況】

- (1) 損害保険事業の状況
- ① 保険料及び保険金一覧表

	種目	正味収入保険 料(百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	正味支払保険 金(百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
	火災	45, 081	10. 59	6. 85	16, 551	7. 12	△7. 85
前中間連結	海上	2, 795	0.66	8. 46	1, 426	0.61	13. 57
会計期間	傷害	25, 433	5. 97	0. 29	8, 188	3. 53	△4. 03
(自 平成17年 4月1日	自動車	239, 657	56. 30	1. 28	127, 639	54. 96	△1. 41
至 平成17年	自動車損害 賠償責任	76, 767	18. 03	△2. 30	47, 764	20. 57	18.70
9月30日)	その他	35, 960	8. 45	△2. 14	30, 684	13. 21	△19. 52
	計	425, 695	100.00	0.86	232, 255	100.00	△1.41
	火災	48, 971	11. 24	8. 63	18, 848	7.84	13. 87
当中間連結	海上	2, 880	0.66	3. 03	1, 369	0. 57	△4. 04
会計期間	傷害	25, 242	5. 79	△0. 75	8, 758	3.65	6. 96
(自 平成18年 4月1日	自動車	245, 031	56. 24	2. 24	131, 247	54.63	2. 83
至 平成18年	自動車損害 賠償責任	76, 144	17. 48	△0. 81	50, 612	21.07	5. 96
9月30日)	その他	37, 445	8. 59	4. 13	29, 406	12.24	△4. 17
	計	435, 715	100.00	2. 35	240, 242	100.00	3. 44

⁽注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

② 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

	種目	金額(百万円)	構成比(%)	対前年増減(△)率(%)
	火災	64, 272	13. 29	8.74
24 - L BB 2 + 7 + 7	海上	2, 779	0. 58	5. 51
前中間連結会計期間	傷害	55, 520	11.48	0. 03
(自 平成17年	自動車	239, 380	49. 50	1. 16
4月1日 至 平成17年	自動車損害賠償責任	84, 469	17. 47	△3. 48
9月30日)	その他	37, 134	7. 68	△2. 64
	計	483, 556	100.00	0.84
	(うち収入積立保険料)	(40, 442)	(8. 36)	(△2.97)
	火災	67, 018	13. 70	4. 27
小中間字件人	海上	2, 744	0. 56	△1.25
当中間連結会 計期間	傷害	50, 522	10. 32	△9. 00
(自 平成18年	自動車	244, 448	49. 94	2. 12
4月1日 至 平成18年	自動車損害賠償責任	85, 712	17. 51	1. 47
9月30日)	その他	39, 015	7. 97	5. 06
	計	489, 462	100.00	1. 22
	(うち収入積立保険料)	(33, 424)	(6.83)	(△17.35)

⁽注) 1. 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

^{2.} 元受正味保険料 (含む収入積立保険料) とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。 (積立保険の積立保険料を含む。)

(2) 生命保険事業の状況

① 保有契約高

	1		I		
区分	前中間連結会計期間末(平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末(平成18年9月30日現在		
	金額 (百万円)	対前年増減(△)率(%)	金額(百万円)	対前年増減(△)率(%)	
個人保険	3, 921, 303	12. 13	4, 270, 770	8. 91	
個人年金保険	159, 808	33. 05	201, 586	26. 14	
団体保険	1, 031, 960	17. 82	1, 472, 972	42.74	
団体年金保険	614	△1.35	605	△1.41	

- (注) 1. 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。
 - 2. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。
 - 3. 団体年金保険については、責任準備金の金額であります。

② 新契約高

区分	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		
<u></u>	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	464, 810	464, 810	_	370, 740	370, 740	_
個人年金保険	21, 853	21, 853	_	19, 832	19, 832	_
団体保険	33, 768	33, 768	_	14, 978	14, 978	_

- (注) 1. 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。
 - 2. 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(参考) 提出会社の状況

(1) 保険引受利益

区分	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	対前期増減(△)額
	金額(百万円)	金額 (百万円)	金額(百万円)
保険引受収益	478, 447	479, 962	1, 514
保険引受費用	415, 048	412, 305	△2, 742
営業費及び一般管理費	66, 188	65, 201	△986
その他収支	$\triangle 1,414$	$\triangle 752$	661
保険引受利益 (△損失)	△4, 204	1,701	5, 905

- (注) 1. 営業費及び一般管理費は、中間損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。
 - 2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

(2) 保険料及び保険金一覧表

	種目	正味収入保険 料(百万円)	構成比 (%)	対前期増減 (△)率(%)	正味支払保険 金(百万円)	構成比 (%)	正味損害率 (%)
	火災	44, 796	10.70	7. 20	15, 924	7. 03	37. 39
前中間会計	海上	2, 800	0. 67	8. 92	1, 410	0. 62	52. 37
期間	傷害	25, 349	6. 05	0. 31	7, 905	3. 49	34. 77
(自 平成17年 4月1日	自動車	233, 239	55. 68	0. 78	123, 411	54. 48	57. 43
至 平成17年	自動車損害 賠償責任	76, 767	18. 33	△2. 30	47, 764	21. 08	67. 50
9月30日)	その他	35, 914	8. 57	△2. 16	30, 134	13. 30	87. 91
	計	418, 868	100.00	0.60	226, 551	100.00	58. 34
	火災	48, 461	11. 35	8. 18	18, 719	7. 96	40. 29
当中間会計	海上	2, 887	0.68	3. 08	1, 370	0. 58	48.84
期間	傷害	25, 242	5. 91	△0. 42	8, 740	3. 72	38. 04
(自 平成18年 4月1日	自動車	237, 108	55. 54	1. 66	126, 350	53. 72	57. 72
至 平成18年	自動車損害 賠償責任	76, 144	17.83	△0.81	50, 612	21. 52	71.61
9月30日)	その他	37, 102	8. 69	3. 31	29, 397	12. 50	82. 77
	計	426, 946	100. 00	1. 93	235, 189	100.00	59. 17

(注) 正味損害率は、正味支払保険金に損害調査費を加えて算出しております。

(3) ソルベンシー・マージン比率

		前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在) (百万円)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在) (百万円)
(A)	ソルベンシー・マージン総額	942, 805	1, 059, 159
	資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産及びその他 有価証券評価差額金を除く)	318, 719	_
	純資産の部合計(社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を除く)	_	330, 440
	価格変動準備金	4, 087	4, 348
	異常危険準備金(地震保険危険準備金を含む)	260, 699	275, 853
	一般貸倒引当金	480	260
	その他有価証券の評価差額(税効果控除前)の90%	285, 182	367, 512
	土地の含み損益の85%	47	1, 631
	控除項目	12, 530	12, 530
	その他	86, 119	91, 642
(B)	リスクの合計額		
	$\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$	196, 301	207, 442
	一般保険リスク (R ₁)	46, 941	47, 139
	予定利率リスク (R ₂)	1, 405	1, 399
	資産運用リスク (R3)	107, 536	113, 681
	経営管理リスク (R ₄)	4, 579	4, 809
	巨大災害リスク (R5)	73, 096	78, 270
(C)	ソルベンシー・マージン比率		
	$[(A)/[(B)\times1/2]]\times100$	960.6%	1, 021. 1%

(注)上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、当中間会計期間から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されておりますが、当社においてはこの変更による影響はありません。

<ソルベンシー・マージン比率について>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険 :保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係 (一般保険リスク) る危険を除く。)
 - ② 予定利率上の危険 : 積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ること (予定利率リスク) により発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得 (資産運用リスク) る危険等
 - ④ 経営管理上の危険 :業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①~③及び⑤以外のもの (経営管理リスク)
 - ⑤ 巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険 (巨大災害リスク)

- ・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の 純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総 額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつでありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

3【対処すべき課題】

少子高齢化が進行する中、今後団塊世代が大量定年退職を迎える一方、女性の社会進出が加速する等社会構造が大きく変化しつつあります。損害保険業界におきましても、自由化・規制緩和の更なる進展により、価格・サービス競争が激化するとともに平成16年12月に金融庁が公表した金融改革プログラムの進展により事業環境が大きく変化しております。

このような状況下で、当社は以下の経営戦略を柱に、一層の事業基盤の強化と効率化に強力に取り組んでおります。

- ○国内損害保険事業における増収増益構造の確立
- ・お客さまニーズ、マーケットニーズを基軸にした、損害サービス機能・商品開発・マーケティング機能等損保コア機 能の再強化
- ・営業構造革新の実現とITを活用した効率的販売・事務スキームの構築による生産性・効率性の向上
- ・迅速かつ適正な支払並びに商品ポートフォリオの改革による正味損害率の改善と資産運用力の強化
- ○事業領域の拡大による収益源の多様化
- ・トヨタグローバル戦略と連動した海外事業の拡大
- ・販売基盤の増強、損生総合販売強化による生保事業の拡大加速
- ・金融サービス事業を中心とするフィービジネスへの対応強化
- ○品質最優の企業基盤の構築
- ・お客さま、株主の皆さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまとのコミュニケーション強化を機軸にしたCSR経営の推進
- ・財務基盤の強化と資本効率の向上による企業価値の向上
- ・コーポレート・ガバナンスの充実・強化と活力にあふれ革新し続ける企業風土の醸成
- ○トヨタグループとの連携強化
- ・あらゆる分野におけるトヨタグループとの連携強化による経営資源の相互活用の促進

当社は、トヨタ自動車株式会社の関連会社でありますが、自動車メーカーに近い損害保険会社として、自動車の先進技術を自動車保険の独自商品開発に活かすとともに、販売店ネットワークを活用したカーライフサポートサービスの提供、さらには国内外における金融事業分野での共同取組などを展開しております。自動車保険のトップブランドを目指す当社といたしましては、商品開発・サービス開発・販売・人事など、さまざまな事業分野で広範に亘る連携関係を今後とも継続・強化してまいります。

また当社は、株式会社アドバンスクリエイト、SBIホールディングス株式会社、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の3社それぞれと、顧客・マーケット志向の新損害保険会社の設立に向け、共同で検討を進めることについて基本合意しておりますが、株式会社アドバンスクリエイト、SBIホールディングス株式会社の両社とは、それぞれ新損害保険会社設立準備会社を共同で設立し、保険業免許取得に向け具体的な準備を進めております。

あいおい生命保険株式会社におきましても、少子高齢化社会の進行に伴い、多様化するお客さま・マーケットニーズに対応した新商品・サービスの開発・提供等により成長基調を持続するとともに、お客さまサービス基盤の更なる整備・拡充、収益性・効率性・生産性の高い事業基盤の構築に取り組んでまいります。

<付随的な保険金の支払漏れについて>

昨年度、自主調査を通じて確認された臨時費用等付随的な保険金の一部支払漏れにつきましては、これまでに保険金を追加でお支払いしてまいりましたが、この自主調査を社内の業務監査等により検証した結果、再度調査が必要との結論に至り、改めてお客さまに1件ずつ確認をとりながら丁寧に再調査を行ったところ、追加で保険金をお支払いする事案が多数発生いたしました。本問題の発生以降、損害サービス態勢の充実に向け真摯に取り組んでまいりましたが、この様な事態に至ったことにつきまして、ご心配・ご迷惑をおかけしましたお客さま並びに関係先の皆さまに深くお詫び申し上げます。今般の問題を極めて深刻な事態と受け止め、幅広く深度ある再調査を行うと共に、それに基づく以下の再発防止策を構築いたしました。なお、本件に係る調査につきましては、平成19年3月末をもって最終的に完了いたします。

今後とも、再発防止策の徹底をはじめ、適切な保険金支払態勢確保に全社を挙げて取り組んでまいります。

<再発防止策>

(1)保険金支払管理に係わる基本方針の策定及び徹底

保険金のお支払いにあたっての当社の基本的姿勢や保険金支払態勢の構築及び確保に向けた取組方針を策定し、 社内への徹底を図ってまいります。

(2)お客さまへのご案内の徹底

事故受付から保険金支払いまでの各段階において、お客さまへのご案内・ご説明を文書で確実に行う態勢を構築 いたしました。また、お客さまへの各種ご案内文書類は、わかりやすさの観点から不断の見直しを行ってまいり ます。

- ①事故受付完了のご連絡時に、お支払いの可能性がある保険金とその内容をご案内する文書をお客さまに直接送付する。
- ②保険金支払完了のご連絡時に、お支払いした保険金については費目ごとに金額をご案内、お支払い対象とならなかった場合はその理由をご案内することとし、いずれも文書でお客さまに直接送付する。
- ③請求取下げ事案及び免責事案についても、その理由や経緯のご説明を明記した文書をお客さまに直接送付する。

(3) お客さまへのご案内を確実に行うためのシステムサポート機能の構築

お客さまへの確実な保険金請求案内と円滑な保険金支払業務をサポートするため、保険金支払業務におけるシステム自動判定機能やアラーム機能を構築いたしました。

(4)保険金支払業務に係わる組織・体制の強化

損害サービス部門の組織・要員体制及び事故受付体制について不断の見直し・強化に取り組むとともに、保険金 支払業務に係わる諸施策の有効性・実効性を随時検証し、未払事案(請求取下げ事案、支払対象外事案、免責事 案)を事後検証・継続監視する組織・仕組みを構築いたします。

- ①業務監査部内に「保険金監査室」を設置し、未払事案を中心とした抽出監査を行う。(平成17年12月設置済)
- ②損害サービス業務部内に「管理統計グループ」を設置し、未払事案の管理を行う。(平成17年12月設置済)
- ③取締役会の諮問機関として「業務改善小委員会」を設置し、保険金支払漏れ防止策や保険金支払状況等の検証を行う。(平成18年4月設置済)
- ④保険金支払部門から独立した組織として「保険金審査部」を設置し、未払事案の網羅的な事後検証(モニタリング・現物検証等)を行う。(平成18年8月設置済)
- ⑤保険金支払いに係わるお客様サービス部の苦情受付態勢を強化する。 (平成19年1月以降実施予定)
- ⑥お客さまからのご異議・不服お申し出窓口として、「保険金再審査請求窓口」を社外に設置する。 (平成19年1月以降設置予定)
- ⑦免責判断の妥当性等について第三者の意見を求める諮問機関として、社外有識者からなる「保険金支払審査会」 を設置する。(平成18年11月設置済)

(5) 商品開発部門との連携によるわかりやすい商品体系の構築

保険金支払業務の適切性を確保するため、保険金支払管理部門と商品開発部門の連携強化を図ります。

- ①保険約款やその解釈について、公平・適切な保険金支払いへの支障が懸念される問題や、契約者・被保険者の 保護に大きな影響が懸念される問題については、損害サービス業務部から商品開発部に対して速やかに必要な 改善提案を行う。
- ②新商品開発・商品改定における商品開発部と損害サービス業務部間の検討ルールを明確化し、徹底する。(損害サービス熊勢の整備を商品発売の要件とする。)
- ③商品開発部は損害サービス業務部と連携し、わかりやすさを軸とした商品体系の構築に向け不断の取組みを行う。

(6)保険金支払部門の人材育成

お客さまの保護を第一とする理念を共有化し、社会人として優れた資質と良識を持つ人材を、中長期的な視点で教育・育成してまいります。

- ①知識・経験・担当業務等のレベルに応じた教育・研修体系を整備する。
- ②計画的な人事ローテーション、保険約款・法令・判例動向・その他必要な専門知識の研鑽に資する教材の提供 等により、専門性の高い人材を育成する。

(7)保険金支払業務に係わる基盤整備

お客さまの保護と保険金支払業務の適切性を確保するための基盤整備に継続的に取り組んでまいります。

- ①各種規程・マニュアル類を整備し、適時・適切な新設・改廃等の管理を行う。
- ②個人情報を適切に管理する態勢を整備・強化する。
- ③高度な法的判断・医的判断に際して、社外専門家の意見を求める態勢を整備・強化する。

上記付随的な保険金の支払漏れに加え、今般、医療保険・がん保険等の第三分野商品に係わる保険金の支払状況を調査したところ、不適切な判断に基づき免責とした事案があることが判明いたしました。現在、再度1件ずつ確認をとりながらお支払いを進めているところでありますが、損害サービス態勢の充実に取り組んでいる中、保険金支払いに係わる新たな問題が生じたことにつきまして、改めてお客さま並びに関係先の皆さまに深くお詫び申し上げます。本件につきましても、上記再発防止策に加え、契約解除に係わる管理態勢の再整備、募集時説明態勢・引受管理態勢の見直し、免責事案に係わる検証機能の強化・監視機能の導入等を柱とする再発防止策を講じ徹底を図ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。
- (2) 当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の改修の計画は次のとおりであります。

会社名 所在地	事業の種類別		投資予定	定金額	資金調達	着手及び完了予定		
	所 在 地	セグメントの 名 称	内 容	総額(百万円)	既支払額 (百万円)	方法	着手	完 了
提出会社 自由が丘ビル	東京都目黒区	損害保険事業	建替工事	313	_	自己資金	平成18年10月	平成19年9月
提出会社 新宿ビル	東京都渋谷区	損害保険事業	改修工事	400	19	自己資金	平成18年4月	平成19年3月
提出会社 桜ヶ丘センター	東京都多摩市	損害保険事業	セキュリティ 強化工事	185		自己資金	平成18年9月	平成18年12月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
- ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	2, 000, 000, 000
計	2, 000, 000, 000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月25日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	756, 201, 411	756, 201, 411	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	-
計	756, 201, 411	756, 201, 411	_	_

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)		
	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日現在)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日現在)
新株予約権の数(個)	255 (注) 1.参照	225(注) 1.参照
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	255,000(注) 1.2.参照	225,000(注) 1.2.参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個につき311,000(注)3.参 照	同 左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成19年6月30日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 311 資本組入額 156	同 左
新株予約権の行使の条件	① 新株子的特別 大学の	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同 左
代用払込みに関する事項	-	_

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式数は1個につき1,000株であります。
 - 2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、以下の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、以下の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割または併合の比率

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、以下の算式により行使価額を 調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし、新株予約権の行使による場合は、行使価額 の調整を行わないものとします。

新規発行または \times 1株当たり払込金額 処分株式数 \times または譲渡価額 新株式発行前の時価

既発行株式数+新規発行または処分株式数

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除きます。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年4月1日~ 平成18年9月30日	_	756, 201	_	100, 005	_	44, 081

		(174	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	252, 567	33.40
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	41,000	5. 42
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	40, 410	5. 34
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	P. O. BOX 351 Boston Massachusetts 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	37, 094	4. 91
あいおい損害保険従業員持株会	東京都渋谷区恵比寿一丁目28-1	10,710	1. 42
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	Woolgate House, Coleman Street London EC2P 2HD, England (東京都中央区日本橋兜町6-7)	10, 565	1.40
ザ バンク オブ ニューヨーク ジャスディック トリーティー アカウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	Avenue Des Arts, 35 Kunstlaan, 1040 Brussels, Belgium (東京都中央区日本橋兜町6-7)	10, 561	1. 40
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8-11	9, 782	1. 29
シティ バンク ニューヨーク サード アヴェニュー トラスト ザ サード アヴェニュー バリュー ファンド (常任代理人 シティバンク・ エヌ・エイ)	101 Carnegie Center, Princeton, NJ 08540, U.S.A. (東京都品川区東品川二丁目 3 -14)	9, 159	1. 21
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9-1	7, 644	1. 01
計	-	429, 494	56. 80

⁽注)上記のほか、当社保有の自己株式が21,801千株あります。

(5) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

(平成18年9月30日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 21,801,000	_	_
完全議決権株式 (その他)	普通株式 730, 350, 000	730, 350	_
単元未満株式	普通株式 4,050,411	_	_
発行済株式総数	756, 201, 411	_	_
総株主の議決権	_	730, 350	_

⁽注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が35,000株含まれております。また、「議 決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数35個が含まれております。

②【自己株式等】

(平成18年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
あいおい損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	21, 801, 000	_	21, 801, 000	2.88
∄ †	_	21, 801, 000	_	21, 801, 000	2.88

⁽注)上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。 なお、当該株式数は、① [発行済株式]の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月 7月		8月	9月
最高 (円)	893	872	859	894	893	830
最低 (円)	802	707	709	790	791	730

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第 24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第48条及び第69条の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則に基づき、当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則及び保険業法施行規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。 以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成 8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づき、当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)及び当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

- (1) 【中間連結財務諸表】
- ①【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計 (平成17年9月30		当中間連結会計 (平成18年9月30		前連結会計年 (平成18年3月3	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金		255, 692	8. 79	63, 595	2. 12	54, 713	1.82
コールローン		1,000	0. 03	_	_	1, 000	0.03
買現先勘定	※ 5	_	_	13, 493	0.45	_	_
買入金銭債権		24, 785	0.85	19, 314	0.64	20, 198	0. 67
金銭の信託		7, 102	0. 24	4, 942	0. 16	6, 716	0. 22
有価証券	※ 3	1, 854, 967	63. 74	2, 172, 442	72. 28	2, 204, 110	73. 25
貸付金	* 2 * 4	348, 459	11.97	356, 605	11.87	354, 657	11.79
不動産及び動産	※ 1	154, 263	5. 30	_	_	153, 092	5. 09
有形固定資産	※ 1	_	_	154, 787	5. 15	_	_
無形固定資産		_	_	7, 448	0. 25	_	_
その他資産		207, 347	7. 13	191, 557	6. 37	215, 001	7. 15
繰延税金資産		61,628	2. 12	24, 844	0.83	478	0.02
支払承諾見返		500	0. 02	500	0.02	3, 000	0. 10
貸倒引当金		△5, 420	△0. 19	△4, 108	△0.14	△4, 130	△0.14
資産の部合計		2, 910, 325	100.00	3, 005, 423	100.00	3, 008, 838	100.00
(負債の部)							
保険契約準備金		2, 251, 949	77. 38	2, 286, 415	76.08	2, 235, 898	74. 31
支払備金		(371, 934)		(344, 116)		(345, 716)	
責任準備金等		(1, 880, 015)		(1, 942, 298)		(1, 890, 182)	
その他負債	※ 3	112, 194	3. 85	102, 048	3. 40	113, 229	3. 76
退職給付引当金		19, 617	0. 67	19, 693	0.65	19, 779	0. 66
賞与引当金		4, 331	0. 15	4, 315	0. 14	4, 516	0. 15
特別法上の準備金		4, 312	0. 15	4, 630	0. 15	4, 961	0. 17
価格変動準備金		(4, 312)		(4, 630)		(4, 961)	
繰延税金負債		_	_	_	_	3, 297	0. 11
支払承諾		500	0. 02	500	0.02	3, 000	0. 10
負債の部合計		2, 392, 906	82. 22	2, 417, 604	80.44	2, 384, 683	79. 26
(少数株主持分)							
少数株主持分		52	0.00	_	_	51	0.00
(資本の部)							
資本金		100, 005	3. 44	_	_	100, 005	3. 32
資本剰余金		44, 081	1. 52	_	_	44, 081	1. 47
利益剰余金		176, 565	6. 07	_	_	187, 665	6. 24
その他有価証券評価差額金		203, 567	6. 99	_	_	299, 728	9. 96
為替換算調整勘定		1, 178	0.04	_		330	0.01
自己株式		△8, 030	△0. 28	_		△7, 709	△0. 26
資本の部合計		517, 367	17. 78	_	_	624, 103	20.74
負債、少数株主持分及び資本の部合計		2, 910, 325	100.00	_	_	3, 008, 838	100.00

		前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		_	_	100, 005	3. 33	_	_
資本剰余金		_	_	44, 081	1. 47	_	_
利益剰余金		_	_	188, 533	6. 27	_	_
自己株式		_	_	△7, 739	△0. 26	_	_
株主資本合計		_	_	324, 881	10.81	_	_
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		_	_	262, 294	8. 73	_	_
為替換算調整勘定		_	_	591	0.02	_	_
評価・換算差額等合計		_	_	262, 885	8. 75	_	_
少数株主持分		_	_	52	0.00	_	_
純資産の部合計		_	_	587, 819	19. 56	_	_
負債及び純資産の部合計		_	_	3, 005, 423	100.00	_	_

②【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		536, 579	100.00	541, 620	100.00	1, 077, 374	100.00
保険引受収益		512, 769	95. 56	521, 142	96. 22	1, 025, 113	95. 15
(うち正味収入保険料)		(425, 693)		(435, 713)		(847, 008)	
(うち収入積立保険料)		(40, 442)		(33, 424)		(73, 237)	
(うち積立保険料等運用益)		(10, 159)		(10, 877)		(20, 719)	
(うち生命保険料)		(27,078)		(32, 468)		(57, 700)	
(うち支払備金戻入額)		(4, 426)		(1, 857)		(17, 025)	
資産運用収益		23, 362	4. 36	20, 065	3. 70	51, 458	4. 78
(うち利息及び配当金収入)		(24, 819)		(27, 377)		(48, 372)	
(うち金銭の信託運用益)		(59)		(0)		(59)	
(うち売買目的有価証券運用 益)		(1, 579)		(43)		(1, 937)	
(うち有価証券売却益)		(6, 465)		(3, 209)		(21, 082)	
(うち積立保険料等運用益振 替)		(△10, 159)		(△10, 877)		$(\triangle 20,719)$	
その他経常収益		446	0.08	412	0.08	802	0. 07
経常費用		528, 226	98.44	529, 510	97. 76	1, 052, 378	97. 68
保険引受費用		447, 666	83.43	451, 615	83. 38	880, 877	81. 76
(うち正味支払保険金)		(232, 255)		(240, 242)		(498, 742)	
(うち損害調査費)	※ 1	(18, 119)		(17, 643)		(35, 834)	
(うち諸手数料及び集金費)	※ 1	(74, 973)		(78, 627)		(149, 685)	
(うち満期返戻金)		(74, 387)		(54, 443)		(133, 444)	
(うち生命保険金等)		(4, 574)		(4, 838)		(9, 263)	
(うち責任準備金等繰入額)		(43, 022)		(51, 975)		(53, 257)	
資産運用費用		4, 174	0.78	3, 014	0. 56	16, 631	1. 54
(うち金銭の信託運用損)		(47)		(107)		(430)	
(うち有価証券売却損)		(2, 485)		(1,719)		(14, 292)	
(うち有価証券評価損)		(977)		(837)		(998)	
営業費及び一般管理費	※ 1	74, 959	13. 97	74, 290	13. 71	152, 836	14. 19
その他経常費用		1, 426	0. 26	590	0. 11	2, 032	0. 19
(うち支払利息)		(1)		(1)		(4)	
経常利益		8, 352	1. 56	12, 110	2. 24	24, 995	2. 32

		前中間連結会 (自 平成17年4 至 平成17年5	月1日	当中間連結会 (自 平成18年4 至 平成18年9	1月1日	前連結会計年 要約連結損益 (自 平成17年4 至 平成18年3	計算書 1月1日
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益		11, 562	2. 15	410	0.08	11, 898	1. 11
特別法上の準備金戻入額		(-)		(331)		(-)	
価格変動準備金		((-))		((331))		((-))	
その他	※ 2	(11, 562)		(78)		(11, 898)	
特別損失		5, 231	0. 97	650	0. 12	6, 638	0.62
特別法上の準備金繰入額		(608)		(-)		(1, 257)	
価格変動準備金		((608))		((-))		((1, 257))	
その他	※ 3	(4, 623)		(650)		(5, 380)	
税金等調整前中間(当期)純利益		14, 684	2. 74	11, 869	2. 20	30, 255	2. 81
法人税及び住民税等		10, 182	1. 90	10, 180	1.88	3, 891	0. 36
法人税等調整額		△5, 142	△0.96	△6, 525	△1. 20	5, 576	0. 52
少数株主損失		2	0.00	1	0.00	3	0.00
中間(当期)純利益		9, 647	1.80	8, 215	1. 52	20, 791	1. 93

③【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】 [中間連結剰余金計算書]

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		44, 084	44, 084
資本剰余金減少高		2	2
自己株式処分差損		(2)	(2)
資本剰余金中間期末(期 末)残高		44, 081	44, 081
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		172, 874	172, 874
利益剰余金増加高		9, 647	20, 791
中間(当期)純利益		(9, 647)	(20, 791)
利益剰余金減少高		5, 956	6, 000
配当金		(5, 844)	(5, 844)
自己株式処分差損		(111)	(155)
利益剰余金中間期末(期 末)残高		176, 565	187, 665

[中間連結株主資本等変動計算書]

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	100, 005	44, 081	187, 665	△7, 709	324, 043	
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)			△7, 343		△7, 343	
中間純利益			8, 215		8, 215	
自己株式の取得				△67	△67	
自己株式の処分			△3	38	34	
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)						
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	_	_	868	△29	838	
平成18年9月30日残高 (百万円)	100, 005	44, 081	188, 533	△7, 739	324, 881	

		評価・換算差額等			
	その他有価証券評価 差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合 計	少数株主持分	純資産合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	299, 728	330	300, 059	51	624, 154
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当 (注)					△7, 343
中間純利益					8, 215
自己株式の取得					△67
自己株式の処分					34
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△37, 434	260	△37, 174	0	△37, 173
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△37, 434	260	△37, 174	0	△36, 335
平成18年9月30日残高 (百万円)	262, 294	591	262, 885	52	587, 819

⁽注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(4)【中间連結ヤヤツシュ・ノロー		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I. 営業活動によるキャッシュ・ フロー				
税金等調整前中間(当期)純 利益		14, 684	11,869	30, 255
減価償却費		5, 649	5, 581	11, 463
減損損失		1, 618	202	1, 619
支払備金の増加額		△4, 426	△1,857	△17, 025
責任準備金等の増加額		43, 022	51, 975	53, 257
貸倒引当金の増加額		△705	△109	△1, 257
退職給付引当金の増加額		454	△85	615
賞与引当金の増加額		△82	△200	102
価格変動準備金の増加額		608	△331	1, 257
利息及び配当金収入		△24, 819	△27, 377	$\triangle 48,372$
有価証券関係損益(△)		△4, 644	△701	△8, 364
支払利息		1	1	4
為替差損益(△)		△139	△44	△105
不動産動産関係損益(△)		383	_	1, 606
有形固定資産関係損益(△)		_	369	_
持分法による投資損益(△)		$\triangle 0$	_	$\triangle 0$
その他資産(除く投資活動関 連、財務活動関連)の増加額		19, 508	15, 745	8, 228
その他負債(除く投資活動関 連、財務活動関連)の増加額		△9, 226	△18, 876	6, 908
その他		102	△7	1, 235
小 計		41, 990	36, 153	41, 429
利息及び配当金の受取額		27, 647	27, 575	53, 739
利息の支払額		$\triangle 1$	Δ1	$\triangle 4$
法人税等の支払額		493	△3, 462	△541
営業活動によるキャッシュ・ フロー		70, 129	60, 264	94, 623

			前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	区分	注記番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
П.	投資活動によるキャッシュ・ フロー				
	預貯金の純増加額		360	△562	341
	買入金銭債権の取得による支 出		$\triangle 2,657$	△2, 366	△8, 003
	買入金銭債権の売却・償還に よる収入		2, 469	3, 617	4, 481
	金銭の信託の増加による支出		△2, 045	_	$\triangle 2$, 045
	金銭の信託の減少による収入		2, 005	1, 666	2, 005
	有価証券の取得による支出		△364, 715	△320, 486	$\triangle 1, 223, 255$
	有価証券の売却・償還による 収入		375, 556	296, 001	1, 010, 501
	貸付けによる支出		△42, 954	△57, 702	$\triangle 95,773$
	貸付金の回収による収入		43, 202	55, 755	89, 589
	その他		1, 174	△194	102
	Ⅱ①小計		12, 396	△24, 272	△222, 055
	$(\ \mathbf{I} + \mathbf{II} \ \textcircled{1})$		(82, 526)	(35, 992)	$(\triangle 127, 432)$
	不動産及び動産の取得による 支出		△3, 415	_	△8, 382
	不動産及び動産の売却による 収入		41	_	394
	有形固定資産の取得による支 出		_	△7, 058	_
	有形固定資産の売却による収 入		_	309	_
	連結範囲の変動を伴う子会社 株式の売却による収入		_	_	4, 925
	その他		△1, 464	△1, 239	$\triangle 1,433$
	投資活動によるキャッシュ・ フロー		7, 558	△32, 260	△226 , 552
Ш.	財務活動によるキャッシュ・ フロー				
	自己株式の処分による収入		896	34	1, 246
	自己株式の取得による支出		△58	△67	△131
	配当金の支払額		△5, 844	△7, 343	△5, 844
	その他		△5	△5	△8
	財務活動によるキャッシュ・ フロー		△5, 012	△7, 382	△4, 737
IV.	現金及び現金同等物に係る換 算差額		73	197	635
V.	現金及び現金同等物の増加額		72, 749	20, 819	△136, 031
VI.	現金及び現金同等物期首残高		188, 553	52, 521	188, 553
VII.	現金及び現金同等物中間期末 (期末) 残高	※ 1	261, 302	73, 341	52, 521

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社数 5社会社名 あいおい生命保険株式会社 Aioi Insurance Company of Europe Limited Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited Aioi Insurance Management Limited Toyota Insurance Management Limited	(1) 連結子会社数 5社会社名 あいおい生命保険株式会社 Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited Aioi Insurance Management Limited Toyota Insurance Management Limited Aioi Life Insurance of Europe AG	(1) 連結子会社数 5社 会社名 あいおい生命保険株式会社 Aioi Motor and General Insurance Company of Europe Limited Aioi Insurance Management Limited Toyota Insurance Management Limited Aioi Life Insurance of Europe AG なお、Aioi Life Insurance of Europe AG の設立に伴い、当連結会 計年度より同社を連結子会社に含めております。 また、前連結会計年度 末に連結子会社であった Aioi Insurance Company of Europe Limitedは、当連結会計年度に全株式を 売却したため、連結の範
2. 持分法の適用に関する事項	(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 あいおい損害調査を株 式会社 非連結子会社は、その 総資益のうち持分に見合う。 類が表別を対して、が経対を対して、が経対がなりができまがででである。のでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	(2) 主要な非連結子会社の 名称等 同 左	囲から除いております。 (2) 主要な非連結子会社 主要な非連結子会社 主要なおおけった。 主要なおおけった。 主要なおはは、そのは、大きな、おいるとはないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社(Bangkok Chayoratn Company Limited 他)については、それぞれ中間連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。	非連結子会社及び関連会社(トヨタアセットマネジメント株式会社他)については、それぞれ連結中間純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。	非連結子会社及び関連会社(トヨタアセットマネジメント株式会社他)については、それぞれ連結当期余金等に及ぼす影響が軽微ししてものであります。 ないため、前連結会計年度末に持分法の高用の関連会社であったWatershed Claims Services Limitedは、当連結会計年度に発力法の適用から除いております。
	(3) 持分法適用会社は、中間決算日が中間連結決算日と異なりますが、当該会社の中間会計期間に係る財務諸表を使用しております。		
3. 連結子会社の中間 決算日(決算日)等 に関する事項	連結子会社5社のうちれの ・大学の保険株式会社の ・大学のは9月30日間決算日は9月30日間決算は ・中間決算は4日はいずれも6月30日の ・日はいずれも6月30日の ・日間決算が、中間決算での を選挙が、中間といずが、中間といびでの を選挙が、中間連結対域、では、 を対しては、 ・なお、明間におけ、連結け、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・では、	同 左	連結子会社5社のうちあいおい生命保険株式会社の決算日は3月31日、その他の決算日は3月31日でありますが、決算日の連結子会社の決算日の連結子会社の決算日の差異が3カ月を超えていなが、連結大力を超れては、あたったの財務諸表の作成にあたます。 は、同日では、連結決算日との差異期間には、連結との東はにおります。 なお、連結との東はにおります。 なお、連結との表異期間には、連結上との表異期間には、連結上の表異ないでは、連結上の要ないでは、連結上の表別についております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 有価証券の評価基準及 び評価方法 親会社及びあいおい生 命保険株式会社の保有す る有価証券の評価基準及 び評価方法は次のとおり であります。	(1) 有価証券の評価基準及 び評価方法 同 左	(1) 有価証券の評価基準及 び評価方法 同 左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	① 売買目的有価証券の 評価は、時価法によっ ております。 なお、売却原価の算 定は、移動平均法に基 づいております。	① 同 左	① 同 左
	② 満期保有目的の債券 の評価は、償却原価法 (定額法)によってお ります。	② 同 左	② 同 左
	③ その他有価証券のう ち時になりのでは、 一のあるもののがです。 では、一のでは、 一のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産また、売却に基づいております。 (④ 同 左	③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、連結決算日の市価は、連結決算日の市場価格等に基づく時価法によります。 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。 ④ 同 左
	ております。 ⑤ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。	⑤ 同 左	⑤ 同 左
	(6) あいおい生命保険株 式会社は、『保険業金 式会社は、『保険業金 式会社は、『保険業金 が成ける「責任準備金当の 取扱い』(日本種別監査公司を で会計上及び監査公司を 計士協会 業年別と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	⑥ 『保険業における 「責任準備金対応債 券」に関する当面の会 計上及び監査上の取扱 い』(日本公認会計士 協会 業種別監査委員 会報告第21号)に基づ く責任準備金対応債券 の評価は、移動平均法 に基づく償却原価法 (定額法)によってお ります。	⑥ あいおい生命保険株式会社は、『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券を保有しております。 責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		を検証しております。	

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	責任準備金対応債券	責任準備金対応債券	責任準備金対応債券
	のうち、無配当個人保	のうち、無配当個人保	のうち、無配当個人保
	険、有配当個人保険、	険、有配当個人保険、	険、有配当個人保険、
	個人年金保険の契約に	個人年金保険の契約に	個人年金保険の契約に
	ついては、今後20年以	ついては、今後20年以	ついては、今後20年以
	内に生ずる保険関係収	内に生ずる保険関係収	内に生ずる保険関係収
	支を展開し、上記委員	支を展開し、上記委員	支を展開し、上記委員
	会報告第21号の別紙の	会報告第21号の別紙の	会報告第21号の別紙の
	方法(将来における一	方法(将来における一	方法(将来における一
	定期間内の保険収支に	定期間内の保険収支に	定期間内の保険収支に
	基づくデュレーション	基づくデュレーション	基づくデュレーション
	を勘案した方法)によ	を勘案した方法)によ	を勘案した方法)によ
	りデュレーション・マ	りデュレーション・マ	りデュレーション・マ
	ッチングを行い、金利	ッチングを行い、金利	ッチングを行い、金利
	変動リスクを管理して	変動リスクを管理して	変動リスクを管理して
	おります。その結果、	おります。その結果、	おります。その結果、
	各小区分のデュレーシ	各小区分のデュレーシ	各小区分のデュレーシ
	ョンの平均値は、保険	ョンの平均値は、保険	ョンの平均値は、保険
	金・経費等保険関係支	金・経費等保険関係支	金・経費等保険関係支
	出のデュレーションは	出のデュレーションは	出のデュレーションは
	7.5年、保険料等の保険	7.6年、保険料等の保険	7.4年、保険料等の保険
	関係収入のデュレーシ	関係収入のデュレーシ	関係収入のデュレーシ
	ョンは5.3年である一	ョンは5.2年である一	ョンは5.1年である一
	方、責任準備金対応債	方、責任準備金対応債	方、責任準備金対応債
	券のデュレーションは	券のデュレーションは	券のデュレーションは
	11.7年となっておりま	11.3年となっておりま	11.6年となっておりま
	す。] 。] 。
	一時払養老保険契約	一時払養老保険契約	一時払養老保険契約
	については、全ての保	については、全ての保	については、全ての保
	険契約に係る責任準備	険契約に係る責任準備	険契約に係る責任準備
	金に対して、また、外	金に対して、また、外	金に対して、また、外
	貨建個人年金保険契約	貨建個人年金保険契約	貨建個人年金保険契約
	については、据置期間	については、据置期間	については、据置期間
	中の保険契約に係る米	中の保険契約に係る米	中の保険契約に係る米
	国通貨建責任準備金に	国通貨建責任準備金に	国通貨建責任準備金に
	対してデュレーショ	対してデュレーショ	対してデュレーショ
	ン・マッチングを行っ	ン・マッチングを行っ	ン・マッチングを行っ
	ております。	ております。	ております。

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 項目 (自 (自 平成17年4月1日 (自 平成17年4月1日 平成18年4月1日 至 平成17年9月30日) 至 平成18年9月30日) 至 平成18年3月31日) 海外連結子会社の保有 海外連結子会社の保有 海外連結子会社の保有 する有価証券の評価基準 する有価証券の評価基準 する有価証券の評価基準 及び評価方法は次のとお 及び評価方法は次のとお 及び評価方法は次のとお りであります。 りであります。 りであります。 その他有価証券の評価 その他有価証券の評価 その他有価証券の評価 は、中間決算日の市場価 は、中間決算日の市場価 は、決算日の市場価格等 格等に基づく時価法によ 格等に基づく時価法によ に基づく時価法によって っております。 っております。 おります。 なお、評価差額は所在 なお、評価差額は所在 なお、評価差額は所在 地国の会計基準に基づき 地国の会計基準に基づき 地国の会計基準に基づき 損益計上処理しておりま 損益計上処理しておりま 損益計上処理しておりま す。 す。 す。 (2) デリバティブ取引の評 (2) デリバティブ取引の評 (2) デリバティブ取引の評 価基準及び評価方法 価基準及び評価方法 価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評 同 左 左 冒 価は、時価法によってお ります。 (3) 重要な減価償却資産の (3) 重要な減価償却資産の (3) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法 減価償却の方法 減価償却の方法 ① 不動産及び動産の減 ① 有形固定資産の減価 ① 不動産及び動産の減 価償却の方法 償却の方法 価償却の方法 親会社及びあいおい 親会社及びあいおい 親会社及びあいおい 生命保険株式会社の保 生命保険株式会社の保 生命保険株式会社の保 有する不動産及び動産 有する有形固定資産の 有する不動産及び動産 の減価償却は、定率法 減価償却は、定率法に の減価償却は、定率法 によっております。た よっております。ただ によっております。た だし、平成10年4月1 し、平成10年4月1日 だし、平成10年4月1 日以降に取得した建物 以降に取得した建物 日以降に取得した建物 (建物付属設備を除 (建物付属設備を除 (建物付属設備を除 く)については、定額 く) については、定額 く)については、定額 法によっております。 法によっております。 法によっております。 ② ソフトウェアの減価 ② 無形固定資産の減価 ② ソフトウェアの減価 償却の方法 償却の方法 償却の方法 親会社及びあいおい 親会社及びあいおい 親会社及びあいおい 生命保険株式会社の保 生命保険株式会社の保 生命保険株式会社の保 有する自社利用のソフ 有する無形固定資産の 有する自社利用のソフ トウェアの減価償却 減価償却は、定額法に トウェアの減価償却 は、社内における利用 よっております。 は、社内における利用 可能期間(5年)に基 なお、自社利用のソ 可能期間(5年)に基 づく定額法によってお フトウェアについて づく定額法によってお ります。 は、社内における利用 ります。 可能期間(5年)に基 づいて償却しておりま す。

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
項目	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(4) 重要な引当金の計上基	(4) 重要な引当金の計上基	(4) 重要な引当金の計上基
	進	進	進
	① 貸倒引当金	① 貸倒引当金	① 貸倒引当金
	親会社及びあいおい	同 左	親会社及びあいおい
	生命保険株式会社は、		生命保険株式会社は、
	債権の貸倒れによる損		債権の貸倒れによる損
	失に備えるため、資産		失に備えるため、資産
	の自己査定基準及び償		の自己査定基準及び償
	却・引当基準に基づ		却・引当基準に基づ
	き、次のとおり計上し		き、次のとおり計上し
	ております。		ております。
	破産、特別清算、手		破産、特別清算、手
	形交換所における取引		形交換所における取引
	停止処分等、法的・形		停止処分等、法的・形
	式的に経営破綻の事実		式的に経営破綻の事実
	が発生している債務者		が発生している債務者
	に対する債権及び実質		に対する債権及び実質
	的に経営破綻に陥って		的に経営破綻に陥って
	いる債務者に対する債		いる債務者に対する債
	権については、債権額		権については、債権額
	から担保の処分可能見		から担保の処分可能見
	込額及び保証による回		込額及び保証による回
	収が可能と認められる		収が可能と認められる
	額等を控除し、その残		額等を控除し、その残
	額を引き当てておりま		額を引き当てておりま
	す。		す。
	今後、経営破綻に陥		今後、経営破綻に陥
	る可能性が大きいと認		る可能性が大きいと認
	められる債務者に対す		められる債務者に対す
	る債権については、債		る債権については、債
	権額から担保の処分可		権額から担保の処分可
	能見込額及び保証によ		能見込額及び保証によ
	る回収が可能と認めら		る回収が可能と認めら
	れる額を控除し、その		れる額を控除し、その
	残額のうち、債務者の		残額のうち、債務者の
	支払能力を総合的に判		支払能力を総合的に判
	断して必要と認められ		断して必要と認められ
	る額を引き当てており		る額を引き当てており
	ます。		ます。
	上記以外の債権につ		上記以外の債権につ
	いては、過去の一定期		いては、過去の一定期
	間における貸倒実績等		間における貸倒実績等
	から算出した貸倒実績		から算出した貸倒実績
	率を債権額に乗じた額		率を債権額に乗じた額
	を引き当てておりま		を引き当てておりま
	す。		す。

	상다 티 녹산 스키 #미티	\\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	おす外へ引と中
項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日
	至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
	また、全ての債権は		また、全ての債権は
	資産の自己査定基準に		資産の自己査定基準に
	基づき、各資産所管部		基づき、各資産所管部
	門及び資産監査部門が		門及び資産監査部門が
	資産査定を実施し、そ		資産査定を実施し、そ
	の査定結果に基づいて		の査定結果に基づいて
	上記の引き当てを行っ		上記の引き当てを行っ
	ております。		ております。
	海外連結子会社は、		
	債権の貸倒れによる損		
	失に備えるため、個別		
	の債権について回収不		
	能見込額を計上してお		
	ります。		
	② 退職給付引当金	② 退職給付引当金	② 退職給付引当金
	親会社及びあいおい	同 左	親会社及びあいおい
	生命保険株式会社は、		生命保険株式会社は、
	従業員の退職給付に備		従業員の退職給付に備
	えるため、当連結会計		えるため、当連結会計
	年度末における退職給		年度末における退職給
	付債務及び年金資産の		付債務及び年金資産の
	見込額に基づき、当中		見込額に基づき計上し
	間連結会計期間末にお		ております。
	いて発生していると認		過去勤務債務は、そ
	められる額を計上して		の発生時に一時の損益
	おります。		として処理しておりま
	過去勤務債務は、そ		す。
	の発生時に一時の損益		数理計算上の差異
	として処理しておりま		は、従業員の平均残存
	す。		勤務期間以内の一定の
	数理計算上の差異		年数(12年)による定
	は、従業員の平均残存		額法により、それぞれ
	勤務期間以内の一定の		発生の翌連結会計年度
	年数(12年)による定		から費用処理すること
	額法により、それぞれ		としております。
	発生の翌連結会計年度		
	から費用処理すること		
	としております。		

	1	T	
項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	③ 賞与引当金	③ 賞与引当金	③ 賞与引当金
	親会社及びあいおい	同 左	同 左
	生命保険株式会社は、		
	従業員の賞与に充てる		
	ため、支給見込額を基		
	準に計上しておりま		
	す。		
	④ 価格変動準備金	④ 価格変動準備金	④ 価格変動準備金
	親会社及びあいおい	同 左	同 左
	生命保険株式会社は、		
	株式等の価格変動によ		
	る損失に備えるため、		
	保険業法第115条の規定		
	に基づき計上しており		
	ます。		
	(5) 重要な外貨建の資産又	(5) 重要な外貨建の資産又	(5) 重要な外貨建の資産又
	は負債の本邦通貨への換	は負債の本邦通貨への換	は負債の本邦通貨への換
	算の基準	算の基準	算の基準
	外貨建金銭債権債務	外貨建金銭債権債務	外貨建金銭債権債務
	は、中間連結決算日の直	は、中間連結決算日の直	は、連結決算日の直物為
	物為替相場により円貨に	物為替相場により円貨に	替相場により円貨に換算
	換算し、換算差額は損益	換算し、換算差額は損益	し、換算差額は損益とし
			0、75开左战15次皿。0
	として処理しておりま	として処理しておりま	て処理しております。
	として処理しておりま す。		
		として処理しておりま	て処理しております。
	す。	として処理しておりま す。	て処理しております。 なお、在外子会社等の
	す。 なお、在外子会社等の	として処理しております。 なお、在外子会社等の	て処理しております。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益
	す。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益	として処理しております。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益	て処理しております。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益 及び費用は、決算日の直
	す。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益 及び費用は、中間決算日	として処理しております。 す。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益 及び費用は、中間決算日	て処理しております。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益 及び費用は、決算日の直 物為替相場により円貨に
	す。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益 及び費用は、中間決算日 の直物為替相場により円	として処理しております。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益 及び費用は、中間決算日 の直物為替相場により円	て処理しております。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益 及び費用は、決算日の直 物為替相場により円貨に 換算し、換算差額は資本
	す。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益 及び費用は、中間決算日 の直物為替相場により円 貨に換算し、換算差額は	として処理しております。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益 及び費用は、中間決算日 の直物為替相場により円 貨に換算し、換算差額は	て処理しております。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益 及び費用は、決算日の直 物為替相場により円貨に 換算し、換算差額は資本 の部における為替換算調
	す。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益 及び費用は、中間決算日 の直物為替相場により円 貨に換算し、換算差額は 資本の部における為替換	として処理しております。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益 及び費用は、中間決算日 の直物為替相場により円 貨に換算し、換算差額は 純資産の部における為替	て処理しております。 なお、在外子会社等の 資産及び負債並びに収益 及び費用は、決算日の直 物為替相場により円貨に 換算し、換算差額は資本 の部における為替換算調 整勘定及び少数株主持分

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(6) 消費税等の処理方法 親会社及びあいおい生 命保険株式会社の消費税 等の会計処理は、税抜方 式によっております。た だし、損害調査費、の だし、損害調査費等の がした方式によって ります。 なお、資産に係る控除 対象外消費税し、5年間 で均等償却を行っており ます。	(6) 消費税等の処理方法 同 左	(6) 消費税等の処理方法 同 左
	(7) 重要なリース取引の処理方法 親会社及びあいおい生命保険株式会社におけるリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処	(7) 重要なリース取引の処 理方法 同 左	(7) 重要なリース取引の処理方法同左
	理によっております。 (8) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る法人税及び住民税等調整額は、親会社が当連結会計年度において予定して予定しる圧縮立たが方式による圧縮立を及び特別償却の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。		
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (連結キャッシュ・ フロー計算書) にお ける資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同 左	連結キャッシュ・フロー 計算書における資金(現金 及び現金同等物)は、手許 現金、随時引き出し可能な 預金及び容易に換金可能で あり、かつ、価値の変動に ついて僅少なリスクしか負 わない取得日から3カ月以 内に償還期限の到来する短 期投資からなっておりま す。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
	(貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準) 当中間連結会計期間から、「貸借 対照表の純資産の部の表示に関する 会計基準」(企業会計基準第5 号 平成17年12月9日)及び「貸借 対照表の純資産の部の表示に関する 会計基準等の適用指針」(企業会計 基準適用指針第8号 平成17年12月 9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当 する金額は、587,767百万円でありま す。 なお、当中間連結会計期間におけ る中間連結貸借対照表の純資産の部 については、中間連結財務諸表規則 及び保険業法施行規則の改正に伴 い、改正後の中間連結財務諸表規則 及び保険業法施行規則により作成し ております。	

表示方法の変更

	
前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	保険業法施行規則の改正に伴い、当中間連結会計期間から次のとおり表示方法を変更しております。 (中間連結貸借対照表関係) 1. 前中間連結会計期間において、「不動産及び動産」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産」として表示しております。 2. 前中間連結会計期間において、「その他資産」に含めていたソフトウェア等を、当中間連結会計期間から「無形固定資産」として表示しております。なお、前中間連結会計期間末の「その他資産」に含まれる「無形固定資産」は7,538百万円であります。
	(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 1. 前中間連結会計期間において、「不動産動産関係損益」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産関係損益」として表示しております。 2. 前中間連結会計期間において、「不動産及び動産の取得による支出」及び「不動産及び動産の売却による収入」と掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「有形固定資産の取得による支出」及び「有形固定資産の売却による収入」として表示しております。

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末(平成17年9月30日現在)

※1. 不動産及び動産の減価償却累 計額は173,138百万円、圧縮記帳 額は7,633百万円であります。

※2.

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額 は18百万円、延滞債権額は 11,273百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立の 又は弁済の見込みがないもの で未収利息を計上しなかった 貸付金(貸倒償却を行ったか を除く。以下「未収利息不計上 貸付金」という。)のうち、 貸付金」という。)のうち、 人税法施行令(昭和40年政令 り7号)第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由が生じ ている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸付金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸付金以 外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延 滞債権額は336百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

当中間連結会計期間末(平成18年9月30日現在)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額は166,910百万円、圧縮記帳額は7,632百万円であります。

※2.

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額 は1,835百万円、延滞債権額は 8,780百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものな して未収利息を計上しなかった 貸付金(貸倒償却を行ったか を除く。以下「未収利息不計上 貸付金」という。)のうち、、 貸付金」という。)のうち、、 人税法施行令(昭和40年政令第 97号)第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が生じ ている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸付金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸付金以 外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延 滞債権額は82百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)

※1. 不動産及び動産の減価償却累 計額は163,737百万円、圧縮記帳 額は7,632百万円であります。

※2.

(1)貸付金のうち、破綻先債権額 は32百万円、延滞債権額は 10,494百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないもの して未収利息を計上しなかった 貸付金(貸倒償却を行ったか を除く。以下「未収利息不計上 貸付金」という。)のうち、、 貸付金」という。)のうち、、 人税法施行令(昭和40年政令第 97号)第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が生じ ている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸付金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸付金以 外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は170百万円でありませ

なお、3カ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が、約 定支払日の翌日から3月以上遅 延している貸付金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないもの であります。 前中間連結会計期間末(平成17年9月30日現在)

- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和 債権額は275百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取り決めを 行った貸付金で、破綻先債権、 延滞債権及び3カ月以上延滞債 権に該当しないものでありま
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸付 条件緩和債権額の合計額は 11,903百万円であります。
- ※3. 担保に供している資産は、有価証券55,039百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金74百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び先物取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。
- ※4. 貸付金に係るコミットメント 契約の融資未実行残高は9,628百 万円であります。

なお、貸付金に係るコミット メント契約とは、借手から融資 実行の申し出を受けた場合に、 契約上規定された条件について 違反がない限り一定の限度額ま で資金を貸し付けることを約し た契約であります。 当中間連結会計期間末(平成18年9月30日現在)

- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和 債権額は256百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取り決めを 行った貸付金で、破綻先債権、 延滞債権及び3カ月以上延滞債 権に該当しないものでありま す。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸付 条件緩和債権額の合計額は 10,954百万円であります。
- ※3. 担保に供している資産は、有価証券45,034百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金65百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び信用取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。
- ※4.貸付金に係るコミットメント 契約の融資未実行残高は10,300 百万円であります。

なお、貸付金に係るコミット メント契約とは、借手から融資 実行の申し出を受けた場合に、 契約上規定された条件について 違反がない限り一定の限度額ま で資金を貸し付けることを約し た契約であります。

※5. 現先取引により受け入れているコマーシャルペーパーのうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは13,494百万円であり、全て自己保有しております。

前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)

- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和 債権額は265百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取り決めを 行った貸付金で、破綻先債権、 延滞債権及び3カ月以上延滞債 権に該当しないものでありま す。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸付 条件緩和債権額の合計額は 10,962百万円であります。
- ※3. 担保に供している資産は、有価証券67,713百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金71百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び先物取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。
- ※4. 貸付金に係るコミットメント 契約の融資未実行残高は9,663百 万円であります。

なお、貸付金に係るコミット メント契約とは、借手から融資 実行の申し出を受けた場合に、 契約上規定された条件について 違反がない限り一定の限度額ま で資金を貸し付けることを約し た契約であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
※1.事業費の主な内訳は、次のと おりであります。 代理店手数料等 68,447百万円 給与 35,191百万円	※1.事業費の主な内訳は、次のと おりであります。 代理店手数料等 71,633百万円 給与 35,793百万円	※1. 事業費の主な内訳は、次のと おりであります。 代理店手数料等 137,995百万円 給与 73,840百万円		
なお、事業費は中間連結損益 計算書における損害調査費、営 業費及び一般管理費並びに諸手 数料及び集金費の合計でありま す。	同左	なお、事業費は連結損益計算 書における損害調査費、営業費 及び一般管理費並びに諸手数料 及び集金費の合計であります。		
※2. 特別利益のその他には、親会 社におけるフォートレス・リー 関連訴訟の受領金11,022百万円 を含んでおります。		※2. 特別利益のその他には、親会 社におけるフォートレス・リー 関連訴訟の受領金11,022百万円 を含んでおります。		
※3. 特別損失のその他には、子会 社関連損失2,686百万円を含んで おります。				

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株 式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)		当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	756, 201	_	_	756, 201
自己株式				
普通株式	21, 827	80	107	21, 801

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加80千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少107千株は、新株予約権の権利行使による減少105千株、単元未満株式を有する株主からの買増請求による減少2千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当 額	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	7,343百万円	10円	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの 該当ありません。

(中间理指ヤヤツンユ・ノロー計算者関係)									
前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)							
※1. 現金及び現金同等物の中間期	※1. 現金及び現金同等物の中間期	※1. 現金及び現金同等物の期末残							
末残高と中間連結貸借対照表に	末残高と中間連結貸借対照表に	高と連結貸借対照表に掲記され							
 掲記されている科目の金額との	掲記されている科目の金額との	ている科目の金額との関係は、							
関係は、次のとおりでありま	関係は、次のとおりでありま	次のとおりであります。							
す。	す。	(平成18年3月31日現在)							
' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	(平成18年9月30日現在)	(単位 百万円)							
(単位 百万円)	(単位 百万円)	現金及び預貯金 54,713							
現金及び預貯金 255,692	現金及び預貯金 63,595	ス							
元並及び頂知並 255, 092 コールローン 1,000	買現先勘定 13,493	当座借越							
,	貝児元樹に 13,493 13	三座恒越							
買入金銭債権 24,785	間 超える定期預金 △3,747	■ 関 スカ 同 が 3 次 月 を							
当座借越 △49	現金及び現金同等物 73,341	現金及び現金同等物 52,521							
預入期間が3カ月を △3,165 超える定期預金 △3,165)	31 mg/s							
現金同等物以外の買 入金銭債権 △16,959									
現金及び現金同等物 261,302									
2. 投資活動によるキャッシュ・	2. 同 左	2. 同 左							
フローには、保険事業に係る資									
産運用業務から生じるキャッシ									
ュ・フローを含んでおります。									

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

- 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
- 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期 末残高相当額
- 1. リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

1. リース物件の所有権が借主に移
転すると認められるもの以外のフ
ァイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	減損損失累計額相当額(百万円)	中間期末 残 高 相 当 額 (百万円)		取得価額相当額(百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	減損損失累計額相当額(百万円)	中間期末 残 高 相 当 額 (百万円)		取得価額相当額(百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	減損損失累計額相当額(百万円)	期末残高相当額(百万円)
動産	281	179	_	101	動産	457	151	-	305	動産	365	104	-	261
その他	18	9	_	9	その他	18	12	_	5	その他	18	10	_	7
合計	299	188	_	111	合計	475	164	_	311	合計	384	115	_	268

なお、取得価額相当額は、未 経過リース料中間期末残高が不 動産及び動産の中間期末残高等 に占める割合が低いため、支払 利子込み法により算定しており ます。

(2) 未経過リース料中間期末残高 相当額等

> 未経過リース料中間期末残高 相当額

 1年内
 47百万円

 1年超
 64百万円

 合計
 111百万円

リース資産減損 勘定の残高 -百万円

なお、未経過リース料中間期 末残高相当額は、未経過リース 料中間期末残高が不動産及び動 産の中間期末残高等に占める割 合が低いため、支払利子込み法 により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額、減価償却費相 当額及び減損損失

支払リース料36百万円リース資産減損勘
定の取崩額一百万円減価償却費相当額36百万円減損損失一百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。 なお、取得価額相当額は、未 経過リース料中間期末残高が有 形固定資産の中間期末残高等に 占める割合が低いため、支払利 子込み法により算定しておりま す。

(2) 未経過リース料中間期末残高 相当額等

未経過リース料中間期末残高 相当額

1年内79百万円1年超232百万円合計311百万円

リース資産減損 勘定の残高 - 百万円

なお、未経過リース料中間期 末残高相当額は、未経過リース 料中間期末残高が有形固定資産 の中間期末残高等に占める割合 が低いため、支払利子込み法に より算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額、減価償却費相 当額及び減損損失

 支払リース料
 48百万円

 リース資産減損勘
 一百万円

 定の取崩額
 48百万円

 減価償却費相当額
 48百万円

 減損損失
 一百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左 なお、取得価額相当額は、未 経過リース料期末残高が不動産 及び動産の期末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込み 法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

 1年内
 77百万円

 1年超
 190百万円

 合計
 268百万円

リース資産減損 勘定の残高 - 百万円

なお、未経過リース料期末残 高相当額は、未経過リース料期 末残高が不動産及び動産の期末 残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算定 しております。

(3) 支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額、減価償却費相 当額及び減損損失

 支払リース料
 84百万円

 リース資産減損勘
 一百万円

 減価償却費相当額
 84百万円

 減損損失
 一百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結: (自 平成18年 至 平成18年	4月1日	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
2. オペレーティンク	ブ・リース取引	2. オペレーティン		2. オペレーティン	
未経過リース料		未経過リース料		未経過リース料	
1年内	125百万円	1年内	122百万円	1年内	124百万円
1年超	226百万円	1年超	102百万円	1年超	164百万円
合 計	351百万円	合 計	225百万円	合 計	288百万円

(有価証券関係)

有価証券

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当ありません。

2. 責任準備金対応債券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)		
種類	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額	中間連結 貸借対照 表計上額	時 価	差 額	連結貸借 対 照 表計 上 額	時 価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
公社債	200, 211	204, 530	4, 319	231, 289	231, 049	△239	220, 010	220, 450	439
外国証券	982	1, 027	45	2, 428	2, 464	35	1, 639	1, 638	$\triangle 1$
合計	201, 193	205, 557	4, 364	233, 717	233, 513	△204	221, 649	222, 088	438

3. その他有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)		
種類	取得原価	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額(百万円)	取得原価	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額(百万円)	取得原価	連結貸借 裁別 上 額 (百万円)	差額(百万円)
公社債	603, 304	608, 887	5, 583	759, 977	765, 714	5, 737	760, 133	768, 296	8, 163
株式	258, 703	550, 685	291, 982	247, 380	595, 753	348, 373	247, 919	656, 873	408, 953
外国証券	324, 246	332, 875	8, 628	377, 684	417, 268	39, 583	360, 326	391, 194	30, 868
その他	87, 150	99, 480	12, 330	88, 606	105, 327	16, 721	78, 626	99, 630	21, 004
合計	1, 273, 404	1, 591, 929	318, 524	1, 473, 649	1, 884, 065	410, 415	1, 447, 004	1, 915, 994	468, 989

(注)

前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成17年9月30日現在)	(平成18年9月30日現在)	(平成18年3月31日現在)
中間連結貸借対照表において 現金及び預貯金として処理され ている譲渡性預金並びに買入金 銭債権として処理されている貸 付債権信託受益権等を「その 他」に含めております。	中間連結貸借対照表において 買入金銭債権として処理されて いる貸付債権信託受益権等を 「その他」に含めております。	連結貸借対照表において買入 金銭債権として処理されている 貸付債権信託受益権等を「その 他」に含めております。

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額

				- ,		
	告会計期間末)月30日現在)		告会計期間末 9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)		
(1) 満期保有目的	りの債券	(1) 満期保有目的	りの債券	(1) 満期保有目的の債券		
公社債	1,707百万円	公社債	998百万円	公社債	1,342百万円	
(2) その他有価証	E券	(2) その他有価詞	正券	(2) その他有価証券		
株式	18,052百万円	株式	18,148百万円	株式	18,577百万円	
外国証券	7,000百万円	外国証券	5,000百万円	外国証券	5,000百万円	
その他	6,872百万円	その他	4,922百万円	その他	6,262百万円	
(注)		1		L		

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
中間連結貸借対照表において買入	同 左	連結貸借対照表において買入金銭
金銭債権として処理されている不動		債権として処理されている不動産信
産信託受益権等を「その他」に含め		託受益権等を「その他」に含めてお
ております。		ります。

5. その他有価証券の減損

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日現在)
親会社において、その他有価証券	親会社において、その他有価証券	親会社において、その他有価証券
について977百万円の減損処理を行っ	について837百万円の減損処理を行っ	について998百万円の減損処理を行っ
ております。	ております。	ております。
なお、その他有価証券の減損処理	なお、その他有価証券の減損処理	なお、その他有価証券の減損処理
にあたって、中間連結会計期間末の	にあたって、中間連結会計期間末の	にあたって、期末日の時価が取得原
時価が取得原価に比べて30%以上下	時価が取得原価に比べて30%以上下	価に比べて30%以上下落したもの全
落したもの全てを対象としておりま	落したもの全てを対象としておりま	てを対象としております。
す。	す。	

(金銭の信託関係)

金銭の信託

前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末		
(平成17年9月30日現在)	(平成18年9月30日現在)	(平成18年3月31日現在)		
金銭の信託は、全て運用目的であります。	同 左	同 左		

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物	取引の種類	前中	間連結会計期 17年9月30日	間末現在)	当中	間連結会計期 18年9月30日	間末 現在)	前: (平成	連結会計年度 18年3月31日	末 現在)
の種類	4人グ10ノ1年末	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	15, 627	17, 147	△1,519	15, 749	16, 113	△364	10, 486	10, 445	41
	買建	66, 318	68, 087	1, 769	62, 631	63, 757	1, 126	67, 569	68, 407	837
金利	金利スワップ取引	9, 500	186	186	4, 500	56	56	4, 500	14	14
株式	株価指数先物 取引									
	売建	1, 252	1,356	△103	5, 318	5, 335	△17	_	_	_
	買建	_	_	_	3, 424	3, 472	48	_	_	_
	株価指数オプ ション取引 売建	35, 500 (235)	110	110	_ (_)			_ (_)		
	買建	(235)	116	118	(-) 792	_	_	(-)	_	_
	7.2	(-)	_	_	(4)	7	3	(-)	_	_
債券	債券先物取引									
	売建	6, 986	6, 948	37	12, 122	12, 128	$\triangle 6$	_	_	_
	買建	_	_	_	4, 065	4, 108	42	_	_	_
	債券店頭オプ ション取引									
	売建	1,501 (3)	8	△5	— (—)	_	_	— (—)	_	_
	買建	1,501	0	abla 9	_			_		
		(2)	0	$\triangle 2$	(-)	_	_	(-)	_	_
その他	クレジットデ リバティブ取 引									
	売建	106, 990	78	78	245, 086	482	482	156, 006	249	249
	合計	_	_	559	_	_	1, 371	_	_	1, 143

(注)

前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成17年9月30日現在)	(平成18年9月30日現在)	(平成18年3月31日現在)
「契約額等」の下段 () 書きの 金額は、契約時のオプション料であ ります。	同左	

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、投資事業は損害保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、投資事業は損害保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、投資事業は損害保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載 を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載 を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度		
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日		
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)		
1株当たり純資産額705.48円1株当たり中間純利益13.18円潜在株式調整後1株当 たり中間純利益13.16円	1株当たり純資産額800.33円1株当たり中間純利益11.18円潜在株式調整後1株当 たり中間純利益11.18円	1株当たり純資産額849.84円1株当たり当期純利益28.37円潜在株式調整後1株当 たり当期純利益28.33円		

(注)

1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純 利益			
中間(当期)純利益(百万円)	9, 647	8, 215	20, 791
普通株主に帰属しない金 額(百万円)	_	_	_
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	9, 647	8, 215	20, 791
普通株式の期中平均株式 数(株)	731, 467, 606	734, 401, 719	732, 697, 991
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整 額(百万円)	_	_	-
普通株式増加数 (株)	1, 524, 029	182, 491	1, 022, 737
(うち新株予約権) (株)	(1, 524, 029)	(182, 491)	(1, 022, 737)
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益の 算定に含めなかった潜在株 式の概要			

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成17年9月30日	当中間連結会計期間末 平成18年9月30日	前連結会計年度末 平成18年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	_	587, 819	_
純資産の部の合計額から控 除する金額(百万円)	_	52	_
(うち少数株主持分) (百万円)	(-)	(52)	(-)
普通株主に係る中間期末の 純資産額(百万円)	1	587, 767	_
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末の普 通株式の数(株)	-	734, 400, 392	_

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

- (1) 【中間財務諸表】
- ①【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金及び預貯金		214, 390	8. 05	57, 270	2.09	46, 568	1. 69
コールローン		1,000	0.04	_	_	1, 000	0.04
買現先勘定	※ 8	_	_	8, 995	0. 33	_	_
買入金銭債権		16, 959	0. 64	19, 314	0.71	20, 198	0.73
金銭の信託		7, 102	0. 27	4, 942	0. 18	6, 716	0. 24
有価証券	※ 3	1, 676, 250	62. 92	1, 931, 158	70.63	1, 984, 055	71.86
貸付金	※ 4 ※ 5	342, 419	12. 85	349, 557	12. 79	347, 965	12.60
不動産及び動産	※ 1	153, 717	5. 77	_	_	152, 495	5. 52
有形固定資産	※ 1	_	_	154, 162	5. 64	_	_
無形固定資産		_	_	6, 685	0. 24	_	_
その他資産	※ 2	195, 037	7. 32	181, 377	6. 63	203, 246	7. 36
繰延税金資産		61, 148	2. 30	24, 244	0.89	_	_
支払承諾見返		500	0.02	500	0.02	3, 000	0.11
貸倒引当金		$\triangle 4,654$	△0. 18	△4, 087	△0. 15	△4, 129	△0.15
資産の部合計		2, 663, 871	100.00	2, 734, 123	100.00	2, 761, 116	100.00
(負債の部)							
保険契約準備金		2, 007, 614	75. 36	2, 012, 658	73.61	1, 986, 754	71.95
支払備金	※ 6	(347, 465)		(333, 844)		(336, 030)	
責任準備金	※ 7	(1, 660, 148)		(1,678,813)		(1, 650, 724)	
その他負債	※ 3	103, 873	3. 90	97, 805	3. 58	108, 719	3. 94
退職給付引当金		19, 500	0.73	19, 596	0.71	19, 649	0.71
賞与引当金		4, 143	0. 16	4, 128	0. 15	4, 309	0.16
特別法上の準備金		4, 087	0. 15	4, 348	0. 16	4, 708	0.17
価格変動準備金		(4, 087)		(4, 348)		(4,708)	
繰延税金負債		_	_	_	_	3, 310	0.12
支払承諾		500	0.02	500	0.02	3, 000	0.11
負債の部合計		2, 139, 718	80. 32	2, 139, 036	78. 23	2, 130, 452	77.16
(資本の部)							
資本金		100, 005	3. 75	_	_	100, 005	3. 62
資本剰余金		44, 081	1. 66	_	_	44, 081	1.60
資本準備金		(44, 081)		(-)		(44, 081)	
利益剰余金		185, 585	6. 97	_	_	196, 042	7. 10
利益準備金		(29, 558)		(-)		(29, 558)	
任意積立金		(134, 647)		(-)		(134, 647)	
中間(当期)未処分利益		(21, 380)		(-)		(31, 837)	
その他有価証券評価差額金		202, 510	7. 60	_		298, 243	10.80
自己株式		△8, 030	△0.30	_	_	△7, 709	△0. 28
資本の部合計		524, 152	19. 68	_	_	630, 663	22.84
負債及び資本の部合計		2, 663, 871	100.00	_	_	2, 761, 116	100.00

		前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日現在)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		_	_	100, 005	3. 66	_	_
資本剰余金							
資本準備金		(-)		(44, 081)		(-)	
資本剰余金合計		_	_	44, 081	1. 61	_	_
利益剰余金							
利益準備金		(-)		(31, 058)		(-)	
その他利益剰余金		(-)		(166, 706)		(-)	
配当引当積立金		((-))		((38, 640))		((-))	
保険契約特別積立金		((-))		((25, 070))		((-))	
圧縮記帳積立金		((-))		((2, 866))		((-))	
特別償却準備金		((-))		((36))		((-))	
特別積立金		((-))		((76, 985))		((-))	
繰越利益剰余金		((-))		((23, 108))		((-))	
利益剰余金合計		_	_	197, 764	7. 23	_	_
自己株式		_	_	△7, 739	△0. 28	_	_
株主資本合計		_	_	334, 111	12. 22	_	_
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		_	_	260, 974	9. 55	_	_
評価・換算差額等合計		<u> </u>	_	260, 974	9. 55	<u> </u>	
純資産の部合計			_	595, 086	21. 77	_	_
負債及び純資産の部合計			_	2, 734, 123	100.00		_

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計 (自 平成18年 4 至 平成18年 9	月1日	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	
経常収益		499, 268	100.00	497, 924	100.00	999, 452	100.00	
保険引受収益		478, 447	95.83	479, 962	96. 39	952, 711	95. 32	
(うち正味収入保険料)	※ 1	(418, 868)		(426, 946)		(834, 284)		
(うち収入積立保険料)		(40, 442)		(33, 424)		(73, 237)		
(うち積立保険料等運用益)		(10, 159)		(10, 877)		(20, 719)		
(うち支払備金戻入額)	※ 4	(4, 032)		(2, 186)		(15, 466)		
資産運用収益		19, 837	3. 97	17, 001	3. 42	44, 893	4. 49	
(うち利息及び配当金収入)	※ 6	(21, 706)		(24, 373)		(42, 167)		
(うち金銭の信託運用益)		(59)		(0)		(59)		
(うち売買目的有価証券運用 益)		(1, 568)		(44)		(1, 916)		
(うち有価証券売却益)		(6, 462)		(3, 187)		(21,064)		
(うち積立保険料等運用益振 替)		(△10, 159)		(△10, 877)		(△20,719)		
その他経常収益		983	0. 20	961	0. 19	1,847	0. 19	
経常費用		490, 341	98. 21	485, 023	97. 41	974, 548	97. 51	
保険引受費用		415, 048	83. 13	412, 305	82. 81	813, 750	81. 42	
(うち正味支払保険金)	※ 2	(226, 551)		(235, 189)		(488, 046)		
(うち損害調査費)		(17, 809)		(17, 451)		(35, 140)		
(うち諸手数料及び集金費)	₩3	(70, 654)		(73, 336)		(140, 788)		
(うち満期返戻金)		(74, 387)		(54, 443)		(133, 444)		
(うち責任準備金繰入額)	※ 5	(25, 341)		(28, 089)		(15, 916)		
資産運用費用		3, 734	0.75	2, 840	0. 57	16, 425	1.65	
(うち金銭の信託運用損)		(47)		(107)		(430)		
(うち有価証券売却損)		(2, 045)		(1, 704)		(14, 087)		
(うち有価証券評価損)		(977)		(837)		(998)		
営業費及び一般管理費		70, 246	14. 07	69, 321	13. 92	142, 741	14. 28	
その他経常費用		1, 312	0. 26	555	0. 11	1,630	0. 16	
(うち支払利息)		(1)		(1)		(2)		
経常利益		8, 927	1. 79	12, 901	2. 59	24, 904	2. 49	

		前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計 (自 平成18年4 至 平成18年9	月1日	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)	
特別利益		11, 522	2. 31	438	0. 09	11, 935	1. 20	
特別法上の準備金戻入額		(-)		(359)		(-)		
価格変動準備金		((-))		((359))		((-))		
その他	※ 7	(11, 522)		(78)		(11, 935)		
特別損失		5, 666	1. 14	648	0. 13	7, 667	0.77	
特別法上の準備金繰入額		(584)		(-)		(1, 204)		
価格変動準備金		((584))		((-))		((1, 204))		
その他	% 8	(5, 082)		(648)		(6, 462)		
税引前中間(当期)純利益		14, 783	2. 96	12, 692	2. 55	29, 172	2. 92	
法人税及び住民税		10, 159	2.04	10, 133	2. 04	3, 647	0. 36	
法人税等調整額		△4, 624	△0.93	△6 , 509	△1.31	5, 774	0. 58	
中間(当期)純利益		9, 249	1.85	9, 068	1. 82	19, 750	1. 98	
前期繰越利益		12, 242		_		12, 242		
自己株式処分差損		111		_		155		
中間(当期)未処分利益		21, 380		_		31, 837		

③【中間株主資本等変動計算書】 当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当中间云前朔间(日 平成10年	株主資本											
		資本剰 余金 利益剰余金										
	資本金	Virt 1 . Nitta	#11 1/1 244a			その他利		Ž		利益剰	自己株 式	株主資 本合計
		資本準備金	利益準備金	配当引 当積立 金	保険契 約特別 積立金	圧縮記 帳積立 金	特別償 却準備	特別積 立金	繰越利 益剰余 金	利益剰 余金合計	14	个口印
平成18年3月31日残高(百万円)	100, 005	44, 081	29, 558	38, 640	25, 070	2, 834	117	67, 985	31, 837	196, 042	△7, 709	332, 420
中間会計期間中の変動額												
剰余金の配当(注)									△7, 343	△7, 343		△7, 343
剰余金の配当に伴う利益準備金の積 立(注)			1,500						△1,500	_		_
圧縮記帳積立金の積立 (注)						61			△61	_		_
圧縮記帳積立金の取崩 (注)						△40			40	_		_
特別償却準備金の取崩 (注)							△54		54	_		_
圧縮記帳積立金の積立 (当中間期)						31			△31	_		_
圧縮記帳積立金の取崩 (当中間期)						△19			19	_		1
特別償却準備金の取崩(当中間期)							△27		27	_		1
特別積立金の積立(注)								9,000	△9,000	_		1
中間純利益									9, 068	9, 068		9, 068
自己株式の取得											△67	△67
自己株式の処分									△3	△3	38	34
株主資本以外の項目の中間会計期間 中の変動額(純額)												
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	_	-	1,500	_	_	31	△81	9,000	△8,728	1,721	△29	1, 691
平成18年9月30日残高(百万円)	100, 005	44, 081	31, 058	38, 640	25, 070	2,866	36	76, 985	23, 108	197, 764	△7, 739	334, 111

	評価・換 算差額等	純資産
	その他有 価証券額 価差額金	合計
平成18年3月31日残高(百万円)	298, 243	630, 663
中間会計期間中の変動額		
剰余金の配当 (注)		△7, 343
剰余金の配当に伴う利益準備金の積 立(注)		_
圧縮記帳積立金の積立 (注)		_
圧縮記帳積立金の取崩 (注)		_
特別償却準備金の取崩 (注)		-
圧縮記帳積立金の積立 (当中間期)		-
圧縮記帳積立金の取崩(当中間期)		_
特別償却準備金の取崩(当中間期)		_
特別積立金の積立 (注)		_
中間純利益		9, 068
自己株式の取得		△67
自己株式の処分		34
株主資本以外の項目の中間会計期間 中の変動額(純額)	△37, 268	△37, 268
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△37, 268	△35, 576
平成18年9月30日残高(百万円)	260, 974	595, 086

⁽注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成1	引会計期間 8年4月1日 8年9月30日)		(自 平成17	業年度 7年4月1日 3年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方 法	1. 有価証券の 法	評価基準及び評価方	1. 有 法	価証券の記	平価基準及び評価方
(1) 売買目的有価証券の評価は、時 価法によっております。 なお、売却原価の算定は、移動	(1) 同	左	(1)	同	左
平均法に基づいております。 (2) 満期保有目的の債券の評価は、 償却原価法(定額法)によってお	(2) 同	左	(2)	同	左
ります。 (3) 子会社株式及び関連会社株式の 評価は、移動平均法に基づく原価 法によっております。	(3) 同	左	(3)	同	左
(4) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。	るものの評価 場価格等に基 おります。 なお、評価 入法により処	証券のうち時価のあは、中間決算日の市づく時価法によって 差額は全部純資産直理し、また、売却原動平均法に基づいて	る 格 ま 法 に	のの評価に に基づく 。 お、評価 より処理し 定は移動 ^工	正券のうち時価のあ は、期末日の市場価 寺価法によっており 差額は全部資本直入 し、また、売却原価 平均法に基づいてお
(5) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法(定額法)によっております。	(5) 同	左	(5)	同	左
(6) 有価証券運用を主目的とする単 独運用の金銭の信託において信託 財産として運用されている有価証 券の評価は、時価法によっており ます。	(6) 同	左	(6)	同	左
	対及会告応づて 設るお を貨と責任応び計第債くおなけりり資適建し任準債監士21券償りおたスで産切積て準備券査協号の却ま、責クあ・に立設備金」上会)評原す当任管り負管交定金対にの に価価。中準理ま債理通しの応	の金利リスクの変動 するために「米国通 傷害保険」を小区分 、この小区分に係る デュレーションと責 債券のデュレーショ 中で対応させる運用			

前中間会計期間 当中間会計期間 前事業年度 (自 平成17年4月1日 (自 平成17年4月1日 (自 平成18年4月1日 至 平成17年9月30日) 至 平成18年9月30日) 至 平成18年3月31日) 2. デリバティブ取引の評価基準及 2. デリバティブ取引の評価基準及 2. デリバティブ取引の評価基準及 び評価方法 び評価方法 び評価方法 同 デリバティブ取引の評価は、時 同 左 左 価法によっております。 3. 不動産及び動産の減価償却の方 3. 有形固定資産の減価償却の方法 3. 不動産及び動産の減価償却の方 洪 洪 不動産及び動産の減価償却は、 有形固定資産の減価償却は、定 不動産及び動産の減価償却は、 定率法によっております。ただ 率法によっております。ただし、 定率法によっております。ただ し、平成10年4月1日以降に取得 平成10年4月1日以降に取得した し、平成10年4月1日以降に取得 した建物 (建物付属設備を除く) 建物(建物付属設備を除く)につ した建物(建物付属設備を除く) については、定額法によっており いては、定額法によっておりま については、定額法によっており ます。 す。 ます。 4. ソフトウェアの減価償却の方法 4. 無形固定資産の減価償却の方法 4. ソフトウェアの減価償却の方法 自社利用のソフトウェアの減価 無形固定資産の減価償却は、定 自社利用のソフトウェアの減価 償却は、社内における利用可能期 額法によっております。 償却は、社内における利用可能期 間(5年)に基づく定額法によっ なお、自社利用のソフトウェア 間(5年)に基づく定額法によっ については、社内における利用可 ております。 ております。 能期間(5年)に基づいて償却し ております。 5. 引当金の計上基準 5. 引当金の計上基準 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (1) 貸倒引当金 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備え 同 左 同 左 るため、資産の自己査定基準及び 償却・引当基準に基づき、次のと おり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所に おける取引停止処分等、法的・形 式的に経営破綻の事実が発生して いる債務者に対する債権及び実質 的に経営破綻に陥っている債務者 に対する債権については、債権額 から担保の処分可能見込額及び保 証による回収が可能と認められる 額等を控除し、その残額を引き当 てております。 今後、経営破綻に陥る可能性が

大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てており

ます。

		1
前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。 また、全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門及び金融資産監査室が資産産定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。 (2) 退職給付引当金従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付よるとめ、当事業年度末における退職給付店の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表	(2) 退職給付引当金 同 左	(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるた め、当事業年度末における退職給 仕唐なみび年金次帝の見る類に其
付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。 数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。		付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時に一時の損益として処理しております。 数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
(3) 賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、支 給見込額を基準に計上しておりま す。	(3) 賞与引当金 同 左	(3) 賞与引当金 同 左
(4) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に 備えるため、保険業法第115条の 規定に基づき計上しております。	(4) 価格変動準備金 同 左	(4) 価格変動準備金 同 左
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通 貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決 算日の直物為替相場により円貨に 換算し、換算差額は損益として処 理しております。	6. 外貨建の資産及び負債の本邦通 貨への換算基準 同 左	6. 外貨建の資産及び負債の本邦通 貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日 の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理し ております。

		,
前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
7. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方 式によっております。ただし、損 害調査費、営業費及び一般管理費 等の費用は税込方式によっており ます。 なお、資産に係る控除対象外消 費税等は、その他資産に計上し、 5年間で均等償却を行っておりま す。	7. 消費税等の会計処理 同 左	7. 消費税等の会計処理 同 左
8. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に係る方法 に準じた会計処理によっております。	8. リース取引の処理方法 同 左	8. リース取引の処理方法 同 左
9. 税効果会計に関する事項 中間会計期間に係る法人税及び 住民税並びに法人税等調整額は、 当期において予定している利益処 分方式による圧縮記帳積立金及び 特別償却準備金の取崩しを前提と して、当中間会計期間に係る金額 を計算しております。		

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
	(貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準) 当中間会計期間から、「貸借対照 表の純資産の部の表示に関する会計 基準」(企業会計基準第5号 平成 17年12月9日)及び「貸借対照表の 純資産の部の表示に関する会計基準 等の適用指針」(企業会計基準 等の適用指針」(企業会計基準 高用しております。 これまでの資本の部の合計に相当 する金額は、改正後の純資産の部の 合計と同額であります。 なお、当中間会計期間における中 間貸借対照表の純資産の部について は、中間財務諸表等規則及び保険業 法施行規則の改正に伴い、改正後の 中間財務諸表等規則及び保険業 行規則により作成しております。	

表示方法の変更

前中間会計期間	当中間会計期間
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)
	保険業法施行規則の改正に伴い、当中間会計期間から次のとおり表示方法を変更しております。 (中間貸借対照表関係) 1. 前中間会計期間において、「不動産及び動産」と掲記されていたものは、当中間会計期間から「有形固定資産」として表示しております。 2. 前中間会計期間において、「その他資産」に含めていたソフトウェア等を、当中間会計期間から「無形固定資産」として表示しております。 なお、前中間会計期間末の「その他資産」に含まれる「無形固定資産」は6,791百万円であります。

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)

- ※1. 不動産及び動産の減価償却累 計額は172,407百万円、圧縮記帳 額は7,633百万円であります。
- ※2. 収益に係る消費税等と、費用 及び資産に係る消費税等のうち 控除対象消費税等は、相殺した うえ、その他資産に計上してお ります。資産に係る消費税等の うち控除対象外消費税等の未償 却残高については、その他資産 に計上しております。
- ※3. 担保に供している資産は、有価証券54,645百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金74百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び先物取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。

※4.

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額 は18百万円、延滞債権額は 11,273百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなかった 貸付金(貸倒償却を行ったかった 貸付金」という。)のうち、、 貸付金」という。)のうち、、 人税法施行令(昭和40年政令第 97号)第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由が生じ ている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸付金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸付金以 外の貸付金であります。 当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額は165,945百万円、圧縮記帳額は7,632百万円であります。

※2. 同 左

※3. 担保に供している資産は、有価証券44,685百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金65百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び信用取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。

※4.

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額 は1,835百万円、延滞債権額は 8,780百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなかった 貸付金(貸倒償却を行ったか分 を除く。以下「未収利息不計上 貸付金」という。)のうち、、 貸付金」という。)のうち、、 人税法施行令(昭和40年政令第 97号)第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が生じ ている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸付金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸付金以 外の貸付金であります。 前事業年度末 (平成18年3月31日現在)

※1. 不動産及び動産の減価償却累 計額は163,254百万円、圧縮記帳 額は7,632百万円であります。

※3. 担保に供している資産は、有価証券67,325百万円であります。これは、その他負債に計上した借入金71百万円の担保のほか、信用状発行の担保及び先物取引証拠金の代用等として差し入れているものであります。

※4.

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額 は32百万円、延滞債権額は 10,494百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立い とて未収利息を計上しないものない 貸付金(貸倒償却を行ったか 貸付金」という。)のうち、 貸付金」という。)のうち、 貸付金」という。)のうち、 、 以税法施行令(昭和40年政令 り、第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由が生じ ている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸付金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸付金以 外の貸付金であります。 前中間会計期間末(平成17年9月30日現在)

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延 滞債権額は336百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和 債権額は275百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取り決めを 行った貸付金で、破綻先債権、 延滞債権及び3カ月以上延滞債 権に該当しないものでありま す。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸付 条件緩和債権額の合計額は 11,903百万円であります。
- ※5. 貸付金に係るコミットメント 契約の融資未実行残高は9,628百 万円であります。

なお、貸付金に係るコミット メント契約とは、借手から融資 実行の申し出を受けた場合に、 契約上規定された条件について 違反がない限り一定の限度額ま で資金を貸し付けることを約し た契約であります。

※6. 支払備金の内訳

計 (イ+ロ)

(単位 百万円)
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲329,638 げる保険を除く)
同上にかかる出再支払備金差引(イ) 312,703 地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかか34,761 る支払備金(ロ)

347, 465

当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延 滞債権額は82百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約 定支払日の翌日から3月以上遅 延している貸付金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないもの であります。

- (3)貸付金のうち、貸付条件緩和 債権額は256百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取り決めを 行った貸付金で、破綻先債権、 延滞債権及び3カ月以上延滞債 権に該当しないものでありま す。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸付 条件緩和債権額の合計額は 10,954百万円であります。
- ※5.貸付金に係るコミットメント 契約の融資未実行残高は10,300 百万円であります。

なお、貸付金に係るコミット メント契約とは、借手から融資 実行の申し出を受けた場合に、 契約上規定された条件について 違反がない限り一定の限度額ま で資金を貸し付けることを約し た契約であります。

※6. 支払備金の内訳

(単位 百万円) 支払備金(出再支払備 金控除前、(ロ)に掲 312,080 げる保険を除く) 同上にかかる出再支払 13, 794 備金 差引(イ) 298, 286 地震保険及び自動車損 害賠償責任保険にかか 35, 558 る支払備金(ロ) 計 (イ+ロ) 333, 844

前事業年度末 (平成18年3月31日現在)

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延 滞債権額は170百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和 債権額は265百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取り決めを 行った貸付金で、破綻先債権、 延滞債権及び3カ月以上延滞債 権に該当しないものでありま す。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸付 条件緩和債権額の合計額は 10,962百万円であります。
- ※5. 貸付金に係るコミットメント 契約の融資未実行残高は9,663百 万円であります。

なお、貸付金に係るコミット メント契約とは、借手から融資 実行の申し出を受けた場合に、 契約上規定された条件について 違反がない限り一定の限度額ま で資金を貸し付けることを約し た契約であります。

※6. 支払備金の内訳

(単位 百万円) 支払備金(出再支払備 金控除前、(ロ)に掲 313, 972 げる保険を除く) 同上にかかる出再支払 14,707 備金 差引(イ) 299, 264 地震保険及び自動車損 害賠償責任保険にかか 36, 765 る支払備金(ロ) 計 (イ+ロ) 336,030

前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	前事業年度末 (平成18年3月31日現在)
※7. 責任準備金の内訳	 ※7.責任準備金の内訳	 ※7.責任準備金の内訳
(単位 百万円)	(単位 百万円)	(単位 百万円)
普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 511,675	普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 533,680	普通責任準備金(出再 責任準備金控除前) 517,544
同上にかかる出再責任 準備金 16,832	同上にかかる出再責任 準備金 17,576	同上にかかる出再責任 準備金 16,942
差引 (イ) 494,842	差引(イ) 516, 103	差引 (イ) 500,601
その他の責任準備金 1,165,306	その他の責任準備金 1,162,710	その他の責任準備金 1,150,122
計 (イ+ロ) 1,660,148	計 (イ+ロ) 1,678,813	計 (イ+ロ) 1,650,724
	※8. 現先取引により受け入れているコマーシャルペーパーのうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有す	
	るものは8,995百万円であり、全 て自己保有しております。	

(自 平成17年4月1日 (自		当中間会計期間 (自 平成18年4月1 至 平成18年9月30	当中間会計期間 前事業年度 (自 平成18年4月1日 (自 平成17年4月1日 至 平成18年9月30日) 至 平成18年3月31日)		L 目 1目)
※1. 正味収入保険料の内訳		※1. 正味収入保険料の内割	· 汉	※1. 正味収入保険料の内]訳
	百万円)	(単位		·	百万円)
収入保険料	506, 397	収入保険料	517, 552	収入保険料	1, 010, 676
支払再保険料	87, 528	支払再保険料	90, 606	支払再保険料	176, 392
差引	418, 868	差引	426, 946	差引	834, 284
│ │※2. 正味支払保険金の内訳		│ ※2.正味支払保険金の内詞	沢	 ※2. 正味支払保険金の内]訳
(単位	百万円)	(単位	百万円)	(単位	百万円)
支払保険金	297, 588	支払保険金	297, 691	支払保険金	629, 744
回収再保険金	71, 037	回収再保険金	62, 501	回収再保険金	141, 697
差引	226, 551	差別	235, 189	差引	488, 046
差 切	220, 001	左 列	200, 103	差 列	100, 010
※3. 諸手数料及び集金費の	内訳	※3. 諸手数料及び集金費の	の内訳	※3. 諸手数料及び集金費	の内訳
(単位	百万円)	(単位	百万円)	(単位	百万円)
支払諸手数料及び集金費	73, 940	支払諸手数料及び集金費	77,071	支払諸手数料及び集金	費 147,875
出再保険手数料	3, 285	出再保険手数料	3, 735	出再保険手数料	7, 087
差引	70, 654	差引	73, 336	差引	140, 788
	百万円)		百万円)	※4. 支払備金戻入額(△ 金繰入額)の内訳 (単位	
支払備金戻入額(出再支 払備金控除前、(ロ)に 掲げる保険を除く)	7, 869	支払備金戻入額(出再支 払備金控除前、(ロ)に 掲げる保険を除く)		支払備金戻入額(出再) 払備金控除前、(ロ)(支
同上にかかる出再支払備 金戻入額	5, 652	同上にかかる出再支払備 金戻入額	912	掲げる保険を除く) 同上にかかる出再支払(着 7,879
差引(イ)	2, 216	差引(イ)	978	金戻入額	
地震保険及び自動車損害 賠償責任保険にかかる支	1, 815	地震保険及び自動車損害 賠償責任保険にかかる支		差引(イ) 地震保険及び自動車損 ²	15,655 書
払備金戻入額 (ロ)		払備金戻入額(ロ)		賠償責任保険にかかる	支 △188
計 (イ+ロ)	4, 032	計 (イ+ロ)	2, 186	払備金戻入額(ロ) 計(イ+ロ)	1E 466
				FI (71 1 12)	15, 466
※5.責任準備金繰入額(△ 準備金戻入額)の内訳	は責任	※5. 責任準備金繰入額のP (単位	勺訳 百万円)	※5. 責任準備金繰入額 準備金戻入額)の内訴	
(単位	百万円)	普通責任準備金繰入額		(単位	百万円)
普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除 前)	8, 318	(出再責任準備金控除 前) 同上にかかる出再責任準	16, 135	普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除 前)	14, 187
同上にかかる出再責任準 備金繰入額	△639	備金繰入額 差引(イ)	633	同上にかかる出再責任 備金繰入額	準 △529
差引(イ)	8, 957	その他の責任準備金繰入		差引 (イ)	14, 716
その他の責任準備金繰入 額(ロ)	16, 383	額 (ロ)	12, 588	その他の責任準備金繰 <i>、</i> 額(ロ)	
<u>額(ロ)</u> 計(イ+ロ)	25, 341	計 (イ+ロ)	28, 089	<u>額(ロ)</u> 計(イ+ロ)	15, 916
B) (1) · /	20, 041			EL CLIFF)	10, 910

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
※6. 利息及び配当金収入の内訳	※6. 利息及び配当金収入の内訳	※6. 利息及び配当金収入の内訳	
(単位 百万円)	(単位 百万円)	(単位 百万円)	
預貯金利息 49	預貯金利息 86	預貯金利息 119	
コールローン利息 0	コールローン利息 17	コールローン利息 0	
買入金銭債権利息 103	買現先勘定利息 0	買入金銭債権利息 220	
有価証券利息・配当金 15,882	買入金銭債権利息 145	有価証券利息・配当金 30,588	
貸付金利息 3,022	有価証券利息・配当金 18,279	貸付金利息 5,959	
不動産賃貸料 2,444	貸付金利息 3,060	不動産賃貸料 4,875	
その他利息・配当金 204	不動産賃貸料 2,535	その他利息・配当金 403	
計 21,706	その他利息・配当金 248	計 42, 167	
,	計 24,373		
※7. 特別利益のその他には、フォートレス・リー関連訴訟の受領金11,022百万円を含んでおります。		※7. 特別利益のその他には、フォートレス・リー関連訴訟の受領金11,022百万円を含んでおります。	
※8. 特別損失のその他には、子会 社関連損失3,146百万円を含んで おります。			

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末株式数(千株)
普通株式	21, 827	80	107	21, 801

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加80千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少107千株は、新株予約権の権利行使による減少105千株、単元未満株式を有する株主からの買増請求による減少2千株であります。

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減 損損失累計額相当額及び中間期 未残高相当額

	取得価額相当額(百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	減損損失累計額相当額(百万円)	中間期末 残 高 相 当 額 (百万円)
動産	162	72	_	90
その他	18	9	_	9
合計	180	81	_	99

なお、取得価額相当額は、未 経過リース料中間期末残高が不 動産及び動産の中間期末残高等 に占める割合が低いため、支払 利子込み法により算定しており ます。

(2) 未経過リース料中間期末残高 相当額等

> 未経過リース料中間期末残高 相当額

1年内	36百万円
1年超	62百万円
合 計	99百万円

リース資産減損勘 定の残高 - 百万円

なお、未経過リース料中間期 末残高相当額は、未経過リース 料中間期末残高が不動産及び動 産の中間期末残高等に占める割 合が低いため、支払利子込み法 により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額、減価償却費相 当額及び減損損失

支払リース料24百万円リース資産減損勘
定の取崩額一百万円減価償却費相当額24百万円減損損失一百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。 当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引
- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期 末残高相当額

	取得価額相 当額(百万円)	減価償却 累 計 額 相 当 額 (百万円)	減損損失累計額相当額(百万円)	中間期末 残 高 相 当 額 (百万円)
動産	438	134	_	304
その他	18	12	_	5
合計	457	147	_	309

なお、取得価額相当額は、未 経過リース料中間期末残高が有 形固定資産の中間期末残高等に 占める割合が低いため、支払利 子込み法により算定しておりま す。

(2) 未経過リース料中間期末残高 相当額等

> 未経過リース料中間期末残高 相当額

1年内	77百万円
1年超	232百万円
合 計	309百万円

リース資産減損勘 定の残高 - 百万円

なお、未経過リース料中間期 末残高相当額は、未経過リース 料中間期末残高が有形固定資産 の中間期末残高等に占める割合 が低いため、支払利子込み法に より算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額、減価償却費相 当額及び減損損失

支払リース料47百万円リース資産減損勘
定の取崩額一百万円減価償却費相当額47百万円減損損失一百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左 前事業年度

- (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(百万円)	減価償却 累 計 額 相 当 額 (百万円)	減損損失累計額相当額(百万円)	期末残高相当額(百万円)
動産	347	89	_	258
その他	18	10	_	7
合計	365	100	_	265

なお、取得価額相当額は、未 経過リース料期末残高が不動産 及び動産の期末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込み 法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当 類

 1年内
 74百万円

 1年超
 190百万円

 合計
 265百万円

リース資産減損勘 定の残高 - 百万円

なお、未経過リース料期末残 高相当額は、未経過リース料期 末残高が不動産及び動産の期末 残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算定 しております。

(3) 支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額、減価償却費相 当額及び減損損失

支払リース料63百万円リース資産減損勘
定の取崩額一百万円減価償却費相当額63百万円減損損失一百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左

前中間会計 (自 平成17年 2 至 平成17年 9	4月1日	当中間会計期間 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		4月1日	
2. オペレーティンク 未経過リース料	・リース取引	2. オペレーティン 未経過リース料		2. オペレーティン 未経過リース料	
1年内	122百万円	1年内	122百万円	1年内	122百万円
1年超	225百万円	1年超	102百万円	1年超	163百万円
合 計	348百万円	合 計	225百万円	合 計	286百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度	
(自 平成17年4月1日		(自 平成18年4月1日		(自 平成17年4月	
至 平成17年9月30日)		至 平成18年9月30日)		至 平成18年3月	
1株当たり純資産額 1株当たり中間純利益 潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	714. 73円 12. 64円 12. 61円	1株当たり純資産額 1株当たり中間純利益 潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	810. 30円 12. 34円 12. 34円	1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	858. 77円 26. 95円 26. 91円

(注)

1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純 利益			
中間(当期)純利益(百万円)	9, 249	9, 068	19, 750
普通株主に帰属しない金 額(百万円)	_	_	1
普通株式に係る中間(当 期)純利益(百万円)	9, 249	9, 068	19, 750
普通株式の期中平均株式 数 (株)	731, 467, 606	734, 401, 719	732, 697, 991
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	_	_	1
普通株式増加数 (株)	1, 524, 029	182, 491	1, 022, 737
(うち新株予約権) (株)	(1, 524, 029)	(182, 491)	(1, 022, 737)
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益の 算定に含めなかった潜在株 式の概要			

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 平成17年9月30日	当中間会計期間末 平成18年9月30日	前事業年度末 平成18年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	1	595, 086	_
純資産の部の合計額から控 除する金額(百万円)	1	ı	_
普通株主に係る中間期末の 純資産額(百万円)	1	595, 086	_
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末の普 通株式の数(株)	-	734, 400, 392	_

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第5期)(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)平成18年6月29日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 福田 眞也 印

指定社員 公認会計士 北村 嘉章 印業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当 監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判 断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査 は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査 法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断 している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	福田	眞也	印	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	北村	嘉章	印	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中島	紀子	印	

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 福田 眞也 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 北村 嘉章 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当 監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損な うような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的 手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、 中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員 眞也 公認会計士 福田 印 業務執行社員 指定社員 公認会計士 北村 嘉章 印 業務執行社員 指定社員 紀子 中島 公認会計士 印 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあいおい損害保険株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当 監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損な うような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的 手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、 中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あいおい損害保険株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。